

2014

12

DESEMBER

Vol.59

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社さつき

特集

未来のごみ処理の
あり方を考えるフォーラム

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会

廃棄物管理士講習会

受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成27年	1月30日(金)	1日	100名
	3月27日(金)	1日	100名

開催場所

天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与され、堺市循環型社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。また、本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます（法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です）。

C O N T E N T S

特集●未来のごみ処理のあり方を考えるフォーラム _____	2
第1部 基調講演 廃棄物法制の経緯と「ごみ処理」の展望	
第2部 パネルディスカッション 環境ビジネスとして見た「ごみ処理」の展望	
行政情報●●「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改訂について(通知) (平成26年9月5日環廃産発第1409052号) _____	22
●ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解又は解体について(通知) (平成26年9月16日環廃産発第14091618号) _____	24
●特殊貨物船舶運送規則の改正に伴う事務手続き等について (国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正) (平成26年9月30日国海査第247号) _____	26
●すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました _____	30
●一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の 適正な運用の徹底について(通知) (平成26年10月8日環廃対発第1410081号) _____	31
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について(情報提供) (平成26年10月23日事務連絡) _____	34
●廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について (平成26年10月29日環廃対発第1410297号環廃産発第1410292号) _____	36
新規入会会員紹介● _____	37
事業報告● _____	38
事業案内● _____	40
廃棄物処理先進事例調査● _____	44
●第11回廃棄物処理先進事例調査(あきたエコタウンセンター)	
会員紹介●株式会社さつき _____	48
新刊紹介● _____	54
●建設リサイクルハンドブック2014-5 (建設副産物リサイクル広報推進会議編集・大成出版社)	
バックナンバーのご案内● _____	56
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

特集

大阪府産業廃棄物協会青年部 主催

未来のごみ処理の
あり方を考えるフォーラム

- 日時** 平成26年10月24日（金）14時00分
- 場所** マイドームおおさか 8階（第1・第2会議室）
- 趣旨** 近日に『第2回地球環境保全のための3R推進フォーラム』が開催されることを踏まえ、大阪府産業廃棄物協会青年部では、これに先行する形で、循環型社会という枠組みを越えた「ごみ処理」の可能性について、皆様とともに考えるフォーラムを独自に企画・実施しました。以下に、当日の内容を掲載します。

第1部 基調講演 廃棄物法制の経緯と「ごみ処理」の展望

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 事務局次長 龍野浩一

■はじめに

公益社団法人大阪府産業廃棄物協会の龍野と申します。平素は、本会の事業運営にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

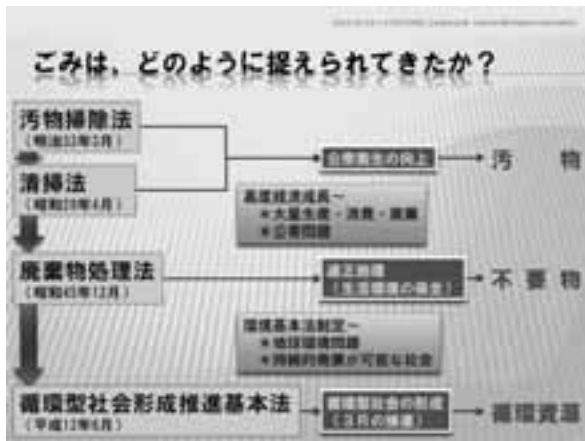


さて、「未来のごみ処理のあり方を考える」という壮大なテーマです。今後、我々はどのような観点からごみというものを捉えていかなければならないのかが問われているわけです。これに対する有用なアプローチの一つとしては、過去、我々がごみというものをどのように捉えてきたのか…当時の法規制や社会情勢等を踏まえ、その歴史的経緯について考察することを指摘できます。なぜなら、その延長線上には、このテーマに関するヒントが隠されているからです。…本題に入っていきます。

■ごみは、どのように捉えられてきたか？

我が国におけるごみ行政の始まりは、明治33年にまで遡ります。当時、『汚物掃除法』がこの領域を所管していました。この法律は昭和29年には『清掃法』に継承されることとなるのですが、これらに共通してい

るのは、その目的とするところが「公衆衛生の向上」にあったという点です。つまり街を清潔に保っていきましょうということですね。このことから明らかにように、当時ごみと言えば、それは「汚物」を指していたことが伺えます。



ところが昭和30年代に入り、いわゆる「高度経済成長期」を迎え、大量生産、大量消費、大量廃棄の時代が到来します。これにより、人々の商品やサービスに対する消費サイクルは格段に速くなり、その結果、一般には汚物として捉えられないようなもの、例えば新品同様のものとか…こういうものをごみとして捉えていかなければならないような局面が多々出てきたわけです。ここに、ごみに対する新たな概念規定が求められるに至ったということです。

また当時は、産業の飛躍的な発展により、水俣病やイタイイタイ病、四日市ぜんそく等といった公害が社会問題化した時代でもありました。

以上のような状況の中、昭和45年、第64回のいわゆる「公害国会」にて『廃棄物処理法』が産声を上げることとなったわけです。この法律において、ごみ＝廃棄物には、汚物に加え、「不要物」という概念が追加されました。即ち、汚物であるか否かにかかわらず、不要と判断されたものはごみとする考えです。

時は流れ、平成5年、『環境基本法』が制定されました。この法律は、地球環境問題を含む我が国の環境政策の根幹をなすものであり、いわば環境分野における日本国憲法のようなものです。そこでは、我が国が目指すべき究極の社会形態を「持続的発展が可能な社会」と位置付けました。これは、現在の生活水準や経済レベル等を将来にわたって維持するために最適な資源配分を前提とする社会のことを言います。廃棄物・リサイクル分野において、それは「循環型社会」あるいは「3R社会」として示されることとなります。

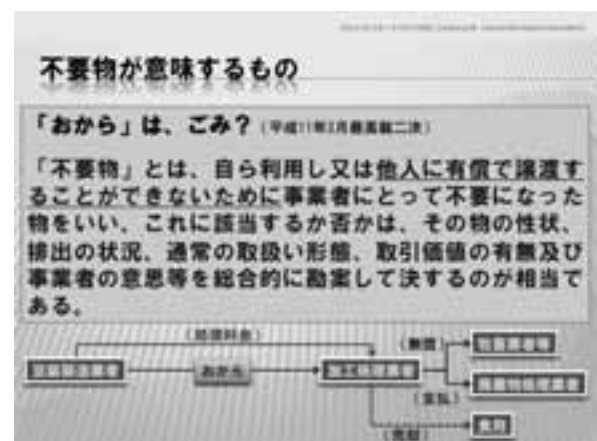
この頃から、一般に「リサイクル」という言葉が世間でも広く使われ始めるようになってきました。また、『容器包装リサイクル法』を始めとして相次いで個別リサイクル法が制定されるようになってきたのも、この時期頃からです。そのような中、「循環型社会元年」と呼ばれる平成12年に『循環型社会形成推進基本法』が制定されました。この法律において、ごみ＝廃棄物等は、その有価性ないし無価性にかかわらず、「循環資源」として捉えるということが規定されています。

…以上、見てきたように、ごみは、時代の変遷とともに汚物から不要物、そして循環資源へとその範囲を拡大していったわけです。

■不要物が意味するもの

ここで「不要物」と「循環資源」について若干の補足をしておきます。まず「不要物」についてですが、『廃棄物処理法』における不要物と世間一般に認識されている不要物とは必ずしもイコールではないということです。

一つの例として、平成11年3月最高裁第二小法廷決定要旨を示すことができます。皆さんには「おから事件（裁判）」と申し上げた方がピンとくるかもしれません。



…おからはごみか？

一般的な感覚で言えば、おからは栄養価も高く調理方法も多岐にわたり、ある意味では食品として確立しているものです。これを不要物として扱う等、罰が当たりそうなものです。

ところが『廃棄物処理法』においては、おからを取り巻く環境…具体的には、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者（事業者）の意思等を総合的に勘案して不要物であるか否かを判断することとされています。

…で、この事案のおからはどうであったかという、前方スクリーン下図のようになります。即ち、豆腐製造業者からおからが排出され、加工処理業者に引き取ってもらうわけですが、同時に料金（処理料金）も支払われる…加工処理後のものについて、大半は牧畜業者等に無償で引き取ってもらう、あるいは料金を支払って廃棄物処理業者に処理を委託している…そしてごく僅かなものだけが食用として関係業者に売却されていたというようなケースです。これを…総合的に勘案した結果、司法（裁判所）はおからを不要物＝ごみと判断しました。

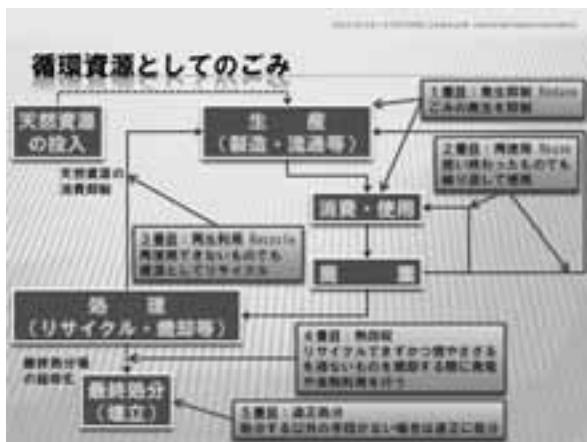
このように、『廃棄物処理法』における不要物と客観的に社会通念として捉えられる不要物との間には乖離があるという点を申し添えておきます。

■循環資源としてのごみ

次に「循環資源」についてです。

…ごみを循環資源として扱うとは、どういうことか？

前方スクリーンは、製品等の生産、消費、廃棄といった一般的な流れを示したものです。当然にそれぞれの工程でごみは発生するのですが、生産や消費の段階では可能な限りごみを出さないようにする…リデュース（発生抑制）ですね。そして消費や廃棄の段階でどうしても出てしまうごみについては、同じ用途で改めて利用する…リユース（再使用）ですね。で、それできないものについては、性状等を変えて原材料として利用する…マテリアル・リサイクル（再生利用）と呼ばれるものです。



改めて利用される原材料が生産部門に戻されることにより、戻された分だけ天然資源の使用を抑制することになります。そして使用を抑制された分の天然資源は、将来の生産のために取っておくことができるわけです。まさに「持続的発展」です。

他方、マテリアル・リサイクルも困難なものは焼却等により熱回収し、エネルギーとして利用するサーマル・リサイクルを行います。そして、それもできないとなったものを適正処分、即ち最終処分＝埋立するわけです。

この最終処分も、リデュース、リユース、リサイクルといった3Rが優先して推進されることにより、つまり上部のサイクルでものが回っていく分だけ下部にものが流れていかないということになりますから埋立量が減少します。そして減少した埋立量に相当するスペースは、将来の最終処分のために取っておくことができるわけです。これも、また「持続的発展」です。

…ごみを循環資源として扱うということは以上のようなことであり、そのような社会を「循環型社会」と呼ぶわけですね。

■循環型社会の形成に向けて…

では、そのような循環型社会の形成を推進するための法体系はどのようになっているのかというと、前方スクリーンのとおりです。



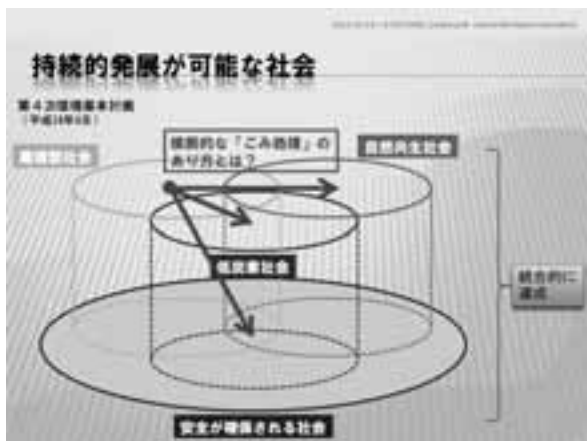
…冒頭で触れた『環境基本法』を頂点とし、『循環型社会形成推進基本法』において循環型社会の基本的枠組みが示されています。さらに、その下には本法（『廃棄物処理法』）と『資源有効利用促進法』が置かれています。そして個別物品の特性に応じて…古いものでは『容器包装リサイクル法』から新しいものでは昨年4月に施行された『小型家電リサイクル法』までがあります。

以上の説明からも明らかのように、この中で循環型社会の形成推進あるいは廃棄物の適正処理に対し、具体性をもって所管しているのは、赤線で囲われた部分になります。それ故、我々がごみ処理のあり方について考えようとする際にも、この赤線で囲われた枠組み

の中で審議・検討してしまいがちであるというわけなのです。私が申し上げたいのは、それでよいのでしょうかということです。…論点を変えます。

■持続的発展が可能な社会

『環境基本法』において、我が国が目指すべき究極の社会形態が「持続的発展が可能な社会」と位置付けられたことは、冒頭で申し上げたとおりです。具体的には「環境基本計画」により定められており、そこで、「循環型社会」、「低炭素社会」…温室効果ガスを削減しながら発展していく社会のことですね、「自然共生社会」…生態系を維持しながら発展していく社会のことですね、…これらの社会が「安全が確保される社会」を基盤としながら統合的に達成される社会を「持続的発展が可能な社会」としています。



…で、先ほどの問題提起というのは、ごみ処理のあり方について考えようとする際、我々は、この黄線で囲われた部分（「循環型社会」の枠組み）の中だけで試行錯誤していませんかということなのです。

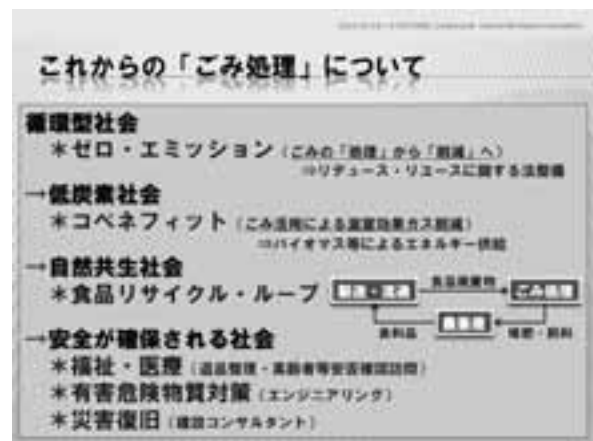
ところが、我が国の環境政策によれば、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」、「安全が確保される社会」の統合的な達成を推進するという事になっているわけです。…で、これを踏まえるのであれば、ごみ処理についても、黄線で囲われた部分を越えて、青線で囲われた部分（「低炭素社会」の枠組み）、緑線で囲われた部分（「自然共生社会」の枠組み）、茶線で囲われた部分（「安全が確保される社会」の枠組み）にまで横断するようなあり方というものについて、積極的に審議・検討していくべきではないかという点を申し上げたいのです。そして、この「横断的なごみ処理」こそが、まさに未来のごみ処理のあり方を考えるためのヒントになり得るものと考えます。

■これからの「ごみ処理」について

以上を踏まえ、既に取り組みが始められているものもありますが、いくつかの例を簡単に示しておきたいと思います。…が、「横断的なごみ処理」を論じる前に、実は「循環型社会」の枠組みの中において、まだ不十分な取り組み領域があるので、先にその点について説明します。

個別リサイクル法の制定により、確かにリサイクルの推進には一定の成果が見られます。しかしながら、本来、これに優先されるべきリデュースとリユースの2Rについては十分と言えるでしょうか…「ゼロ・エミッション」という言葉が使われるようになってから久しいわけですが、ごみというものを「処理されるもの」から「削減すべきもの」へと認識を改めることが、まずは重要と考えます。ただ現時点において、リデュースやリユースに対し、一定の強制力をもってこれを推進する法律は我が国に存在しません。従って、この領域にメスを入れるような法整備が喫緊の課題であるという点を申し上げておきます。

さて、本題の「横断的なごみ処理」ですが、まず「低炭素社会」の達成に繋がるごみ処理のあり方について示すと、バイオマス等のように、ごみの回収を通じてエネルギーの回収を図り、同時に温室効果ガスを削減していくというコベネフィットの手法があります。



また「自然共生社会」の達成に繋がるごみ処理のあり方としては、『食品リサイクル法』に基づくリサイクル・ループが、既に確立しているものとしてあります。即ち、食品の製造や流通で食品廃棄物が排出された後、ごみ処理部門により堆肥化・飼料化され、その堆肥・飼料を農場や牧場（農畜産部門）で使ってもらい…それにより栽培・飼育された野菜・果物や家畜（食肉、卵、乳等）が食料品として製造・流通部門に戻ってくることで完結しているループです。食品製造・

加工業や外食産業あるいは小売業等において、農畜産部門やごみ処理部門の取込み…例えば自前で農場や牧場を保有したり、あるいはコンポスト工場を敷設したりすることは、最近、さほど珍しくなくなりましたが、反対にごみ処理部門の方から農畜産部門や製造・流通部門の取込みを図り、これを一体的に運営するようなスタイルが出てきても別に不思議ではないわけです。

…「安全が確保される社会」の達成に繋がるごみ処理のあり方としては、例えば福祉・医療の分野では遺品整理や安否確認訪問等、高齢者をターゲットにしたものが顕著です。電気・ガス供給業において高齢者等の利用状況を遠隔で管理し、それが不自然な場合、利用者の安否を確認する目的で自宅に訪問するというサービスをパッケージで展開しているケースがありますが、ごみ処理部門によってでも、このような取組みは可能と思われる。

有害危険物質対策の分野について、従来、有害と認識されていなかったごみやこれに含有されている物質が、その後の新たな科学的知見により有害であると判明した場合、早急にこれを無害化する技術や態勢が必要になってくるわけですが、そのような開発やシステ

ム化も併せて一体的にごみ処理部門が運営する、エンジニアリングの要素を兼ね備えたスタイルというものも考えられます。

それから東日本大震災により皆さんにも強烈に記憶を残した災害復旧の分野ですね…これは、単純に災害がれきの処理を支援するというだけでなく、復旧の後には、当然ながら被災地域の復興を目的とした都市計画・整備が控えているわけです。作業効率を配慮するなら、時間軸としてそこまでを視野に入れた災害復旧をごみ処理部門が一元的に担うことは有用でしょう。建設コンサルタントとしての要素も兼ね備えたスタイルということですね。

■むすび

…以上の点を踏まえたごみ処理のあり方について、これを大きく進展させるために、どのような民間活力の利用が期待できるのか？

第2部では、環境ビジネスとしてのごみ処理の可能性についてパネラーの方々と議論してみたいと思います。第1部の基調講演は、以上です。ありがとうございました。



第2部 パネルディスカッション

環境ビジネスとして見た「ごみ処理」の展望

パネラー

株式会社マルサン 代表取締役社長 塩見 頼彦

株式会社ダイカン 代表取締役 吉村 太郎

リマテックホールディングス株式会社 代表取締役社長 田中 靖訓

大阪府産業廃棄物協会青年部 会長 高田 実佐大

コーディネータ

第1部から 龍野 浩一

■パネラー企業の紹介

【龍野】第2部を始めます。第1部を受け、環境ビジネスとしてのごみ処理の可能性についてパネラーの方々で議論を進めていきたいと思ひます。

議論に参加していただくのは、実際に廃棄物処理業を営まされている若い世代の方々とは本フォーラムの主催者です。皆さん、それぞれ事業の目的と内容や立場は異なりますが、基調講演で申し上げた「横断的なごみ処理」ですね、これを新たな環境ビジネスとして捉え、展開・支援されている方ばかりです。そこで、まずはパネラーの方々に各社の概要を紹介していただくことを通じて、その点を伺ってみます。



【塩見】株式会社マルサンの塩見です。改めまして、よろしくお願ひします。お話の中で間違えた表現等があると思ひますが、ご容赦願ひたいと思ひます。

お示しのとおり、経営理念として「人の役に立つ会社であること」を掲げております。世の中で求められているニーズにしっかりと応えていくこと、会社で働いている社員が幸せになることが弊社の考える社会貢献であって、今、言われているCSVに繋がる流れのかなど考えています。そのような理念で会社を営ましております。「M3プロジェクト」という活動指針がありまして、リスク・マネジメント、エコロジー・マネジメント、コスト・マネジメントの3つのマネジメントを高次元で両立させていくことを会社の活動指針にしています。

それを図に表したのがこれです。「リスク」、「エコロジー」、「コスト」とありますが、リスクはリスク管理、コンプライアンスのところなんです。これは当たり前のことです。法律とか、規制、そういったところをしっかりと守っていく。労働安全等もこれに含まれます。会社をやっていく上で当たり前とされていることですが、これをきっちりやるのが大前提です。それでエコロジー・マネジメント、トータル・リサイクル・システムということで、後ほど説明しますが、工場の方では割と多岐にわたったリサイクルを行っています。

トータルでリサイクルを提案していく。企業も、現在はリサイクル率を非常に求められるので、高次元に進めていこうと考えています。そして関西の風土もあり、何と言ってもコスト・マネジメント。値段が合わないと、ものを持って来てもらえないのでコストは重要なところ。今回、北港工場という新しい工場を作ったのですが、建築の際にもイニシャル・コストということを常に意識しながら作ってきました。特にプラントについては実際に作る人間も会社に属しており、設計から施工まで全てを自社で行っています。車両の修理やプラントのメンテナンス等も、大方は自社で行います。この点は最初から意識していて、社員を雇用する時から何かしらの技術を持った人を優先しています。そういうことを社内でやっていくことで安全管理にも繋がりますし、イニシャル・コストの削減にも直接的に繋がる。そして、これがごみ処理単価に直接乗るといいますから、ここは非常に重要視している部分です。

以上3つのマネジメントを、しっかりと両立させていくということです。あまり1つだけを突出させないように、高次元で両立させるというのが会社の基本的な考え方になっています。

弊社は、元々、古紙と家電のリサイクルからスタートしました。現在は吹田市の方で一般廃棄物の処理を、産廃の方は摂津工場と北港工場で行っています。目下、濃縮処理や生物処理といった様々なリサイクルにチャレンジしております。

家電のリサイクルをやってきたこともあり、金属やプラの有価取引であるとか、マテリアル・リサイクルには力を入れています。また、排出企業の中に入ってごみを減らしていくようなリデュースに重きを置いた事業も十数年前から手掛けています。その他の詳細は、後でお話しさせていただきたいと思っております。

【吉村】 改めまして、株式会社ダイカンの吉村でございます。よろしくお願いたします。簡単に会社の概要のご説明をさせていただきたいと思っております。設立の方が1974年、所在地は本社が大阪市鶴見区、堺事業所が堺市西区築港新町。この2拠点で焼却処理をメインとした中間処理を営んでいる会社でございます。かれこれ40年来、焼却一筋でやって参りました。その中で再生しにくいものを焼却することによってエネルギーに変えるという取組みを行っております。

今、表示させていただいているこの写真が、昨年、堺事業所に新しく建て替えました新焼却プラントでございます。こちらの方で自家発電をしております。発

電能力は3300kWhで約半分の電力を自社の運転電力として賄い、残りを電力事業として売電させていただいております。昨今、東北大地震を始め、非常に電力不足というものが取りざたされておりますけれども、そうした中での売電事業は、今後、ますます有意義なものになっていくかなと思っております。また、こういった電力を地域のコミュニティ等々に生かす等、色々な意味で可能性の広い事業であるかなと考えております。

先ほど龍野様のご講演の中でありました「横断的なごみ処理」について当社が今現在やっていること、これから先考えていることも含めて簡単にご説明させていただきます。大規模な排出事業所からは多岐にわたる産業廃棄物が出てくるかと思っておりますが、そういった廃棄物に対し、全般的な管理業務、提案等をさせていただいております。やはり、この3Rということが大変クローズアップされている中で、ご講演でありましたようなリデュース、リユースのような取組みは、当然、排出事業者様の方でどんどん活性化していかないといけない取組みなのですが、そこで我々産廃業者の目から見て、また我々のネットワークを有効に活用させていただいて、より効率のよい分別、そのお客様のコストを当然に意識したご提案、そして最大は一番リサイクル量を増やしていくという前提でのご提案というのを全体的にコーディネートさせていただいております。

そして、次に、「地域の安全を広く考えて、特殊な技術、設備、許可を持つ」ということも必要です。広く世の中に出ている有害なものを、焼却処理という手段を使って無害化するというに活用している取組みの一つとして、一昨年から「PFOS含有廃棄物」と呼ばれる消火剤等々に使われている廃液の処理をさせていただいております。当社のこのPFOSに関して特徴的な部分としては「PFOSが入っていた容器そのものを処理することができる」ということです。今、全国でPFOSの廃液処理は9社程度されていると思うのですが、今のところ、その容器を処理できるということは、当社が許可を受けている利点であるかなと思っております。今後のこととしましては、「HBCD含有廃棄物」ですね。これは、まだ指針も何も詳しいものが出ておりませんが、こういった国際条約等で有害性があると認められたものを、今後、私どものそういう熱を利用してお役に立てればというように考えております。

最後になりますけれども、我々中間処理業者としてリデュース、リユースの取組みという観点で今後、考

えられることとしてですが、1次廃棄物としてお客様から廃棄物をいただき、中間処理をさせていただくと、当然、その残渣に関しては我々が排出事業者としての意識を持たないといけません。そういったところで、ちょっと次のパネルをご覧ください。例えば、一番左の写真を見ていただいて、焼却処理をするとこういった燃え殻が出てきます。これは、一見しますと、全てが灰色でただ単に「燃え殻」というような感じですが、この燃え殻の中には色々なものが含まれています。と申しますのは、燃やしやすい廃棄物というのは、今後、減少していくという流れがございまして、私どもの会社に入ってくる廃棄物は処理困難物が増加していると感じています。金属であったり、ガラス系のものであったり、無機成分が不可分一体となった廃棄物の物性に今後変わっていくと思います。そうした中で、それを前処理として捌くことがどうしてもできないものが増えてくる。そういったものを焼却した場合、この右手の写真にもございますように、金属くず、無機物が多分に含まれています。こういったものを2次側の排出事業者として篩に掛けたり、比重選別に掛けたり、新しい部分で言えば、光学選別みたいなものをうまく活用しながら最終処分量を減らして再生量を増やしていくことが必要で、このようなことで3Rに貢献していかなければならないと考えております。これは、まだ取り組めていない部分ではありますが、今後の「横断的なごみ処理」の考え方としては、こういったことも課題として社会に求められていると思っております。

【龍野】「焼却後の燃え殻を選別する」という発想は、一般に、焼却施設を保有する廃棄物処理業者の中にあるのでしょうか？

【吉村】あると思います。先ほどの図にもありましたように、どうしても混ざってしまうもの、特に金属くず等は磁選機等々で取り除くことを既に実施されている業者さんもたくさんいらっしゃると思います。私どもの会社も焼却一筋でやってきましたので、そういった専門的な業者の今後の課題としまして磁選機で取り除けるような金属類だけではなく、その他非鉄金属であるとか、ばいじんや燃え殻に含まれる有用成分というのが、当然出てきますので、そのようなものを明らかに分離することができれば、本当に夢のような2次選別かなと思います。ただ、そこでコストが大変掛かりますので、そのあたりのバランスをよく考えて実施しないとイケないところだと思います。

加えて、処分場の枯渇問題というのが、この狭い国

土の中でどうしても付いて回りますので、願わくはそのような無機成分のものに関しては、それ相応の手段、再生方法等々を含めて活用をできれば、なおさら有効であると思っております。

【田中】改めまして、リマテックホールディングス株式会社の田中でございます。パネルディスカッションに先立ちまして、会社の概要を簡単にご説明申し上げたいと思います。



我々の会社は1974年に旧近畿環境興産という会社で設立されて、これ、奇しくもダイカンと同じ丁度40年になりましたね。で、2010年、2014年に会社の名前が変わり、今年の4月に持ち株会社の体制に移行したということです。元々、設立の背景として私どものグループは実は大阪湾の漁師の網元をやっております。1960年代後半から70年代に掛けて大阪湾で色々な汚染の問題が出てきて、漁師の網元としては「大阪湾で捕った魚が色々な風評被害の中で売れない」というような本業の部分で切実な課題を抱えていました。海を汚すのは油だから、だったら油を処理する会社を作ろうということで創業者が作ったのが、このリマテックの前身でございます。で、以降ですね、油のリサイクルを中心に、主にセメント工場向けに石炭の代替燃料を作るということで、大阪の岸和田と、それから九州の大分と2ヶ所に工場を持って、だいたい年間約10万トン程度の燃料を作ってセメント工場に供給するという事業を主たる生業としてやって参りました。私どもの会社は、そこから派生して、要は廃棄物処理を長年やってきた色々な知識や経験あるいは技術、ノウハウといったものをできるだけ色々なところに展開していこう、社会の役に立てていこうということで、その後も廃棄物に関わる様々な社会的な課題を解決すべく、色々な取組みをやってきて、その結果、段々と裾野が広がってきて、拠点も増えてきたという状態の中で、今年の

4月に持ち株会社の体制に移行して、右下の図にあるようにホールディングスの傘下に下の会社がぶら下がっているという体制にしております。

各社の概要ですけれども、上の方の一番左の端がリマテック株式会社ということで、これは大阪を拠点とする大阪工場を中心とした大阪での事業会社ということで工場を持って派遣のリサイクルをやる、それから堺にある工場の運営をやるといったところが役割でございます。同様の役割をその右側にあるリマテック九州という会社で、旧の九州工場というのが今は「リマテック九州」という形になっていまして、同じくセメント工場向けの石炭代替燃料を製造する拠点でございます。RTTという会社はグループ全体の物流部門というものを全部集めて、大阪、九州、それから東京、東北といった全国の廃棄物を中心とした静脈物流を担う会社として活動しております。真ん中の欄に行きまして、リマテック東北というのは東北にある廃棄物処理をやる事業会社ということで、ここ数年は東日本大震災における「がれき」の処理を中心に活動して参りました。その処理も一段落しましたので、次の事業を、今、作っていらっしゃるということでございます。リマテックR & Dという会社は、名前のおりR & Dを中心にグループの中での技術開発あるいは事業開発といったファンクションを担う会社でございます。REMATEC & KSN Thailandというのは、今、海外での事業っていうのも展開しており、タイの現地法人です。左の下に行きまして、リナジェンという会社は今年の2月に作った会社で、これはバイオマス、メタン発酵を専門とする会社で、これから我々が目指そうとしている再生可能エネルギーという一つの事業ドメインの中心を担っていく会社として設立しております。リマテッククリーンという会社は主にタンクだとか、ピット等のクリーニングを専門に行っている会社で、これも我々の本業を補完する企業として存在しています。今のところ、「ホールディングスの傘下に8社がぶら下がるというような形で、それぞれの事業の機能を分担し合っている」という会社の構成になっています。

で、我々は、大きくは「資源リサイクル」、それから「再生可能エネルギー」を大きな事業のドメインという形にしています。先ほどご説明したように、各地域の事業会社が石炭代替燃料を作る事業あるいは研究開発の結果、生まれてきた亜臨界水を使った廃棄物のリサイクル事業というものをやっておりますし、そういった事業から派生したノウハウというものを環境再

生事業というような形で、例えば色々な場所での不法投棄の原状回復事業等を請け負ったり、あるいは今回の東日本大震災の「がれき」の処理等も、こういったノウハウの一環として行っております。

新たな事業として、今、力を入れているのが再生可能エネルギーです。特に3.11以降、エネルギーの課題というのが我々の事業を取り巻く中で非常に大きな社会問題になっております。元々、燃料を製造している会社ということもあり、エネルギー分野に近いところで事業をやってきましたので、その分野の業際をこれから広げていこうということでリナジェンというバイオマスを専門にする事業会社を作ってやっていく、また太陽光発電所を何ヶ所か作ったりですね、そういった形でグループは「資源リサイクル」と「再生可能エネルギー」というこの2つの事業ドメインを柱としてこれからも展開していこうというふうに考えているところです。

最後に、我々の事業を進めていく上での基本的な考え方というところを簡単に纏めました。我々のグループは会社の名前そのものがリマテック（「リサイクリング・マテリアル・テクノロジー」の略）ということで、テクノロジーというものをコアに、色々なマテリアル＝物質を無駄なく効率よく循環させる、リサイクルさせるということでその頭文字を取って「リマテック」という会社の名前になっております。で、そうすることによって循環型社会の構築に貢献できるようなグループになりましょうというのが、グループ全体の理念でございます。それを達成していくためのスローガンとして「Innovation for the Earth」というのを掲げています。これは簡単に言うと、「環境分野での社会的課題に対してイノベーションを創出しながら課題解決をしていくのが我々のミッションですよ」というふうに定義しています。で、その中で様々なステークホルダーの皆さんが抱える課題というものを頂戴して、それを我々の企画力・技術力・現場力でもって解決していくというのが私どもの会社の基本的な考え方です。これは創業以来、今も「色々な課題を解決していく」という姿勢で事業を進めており、これからもそういうふうにしていきたいと考えています。

【龍野】 多岐にわたる事業分野や経営理念等々について網羅的にご説明いただきましたが、まさに「横断的なごみ処理」と言えるのではないのでしょうか。

また、最近、廃棄物処理業界でも、持ち株会社制に移行する企業が増えてきていますが、リマテック・グループが考える持ち株会社制のメリットとデメリット

をお聞かせください。

【田中】持ち株会社に移行するというのは、一つは色々なところに拠点が多くなってですね、意思決定を1ヶ所ですべてやっていると、なかなかスムーズにいかない。で、非常に動きの速い業界ですので、会社を分けていく権限を移譲していくということで意思決定の迅速化に繋げようということです。それともう一つは、我々の業界特有のリスクですけれども、色々な『廃棄物処理法』上のリスク等があって、1つの会社にしてしまうと、どこかの拠点で何かがあった場合に全ての許可が飛んでしまうというようなことがあり得るので、リスクを分散させるというのもメリットの一つだということに考えています。

一方で会社を分けてしまうことによって、そんなに大きな会社じゃないですけれども、色々な意味でやっぱりセクショナリズムみたいなものが強くなってきて、グループ全体としての求心力というものをどうやって働かせていくかということでは、まだ持ち株会社体制に移行して半年ですけれども、いくつか課題として見えてきているなというふうに感じているところです。いわゆる権限を移譲していくというような形の「遠心力」の部分と、グループとしての方針を完遂させていくというような形の「求心力」の部分のバランスをうまく取りながら、メリットを生かしてデメリットを殺していきたいというふうに考えています。

【龍野】高田さんは、塩見さん、吉村さん、田中さんのような方々が加入する団体で、廃棄物処理業界の若い世代に向けた啓発等を中心になされていますが、その中で、この点に関係する取組みがあれば、ご紹介ください。

【高田】改めまして、大阪府産業廃棄物協会青年部の高田です。よろしくお願ひします。まず、本部会の簡単な説明をさせていただきます。

本部会はですね、組織構成として幹事会がありまして、そちらの下に3委員会がありまして、そちらの3委員会です。どういう事業をしていくか、それぞれ揉んでいただいて、例えば施設見学であるとか、こういうようなフォーラムであるとか、後は勉強会をして、一番下にありますが、広報委員会、内々だけで事業をやっているのではなく対外的にもアピールをしていかないと、やっぱり今後の産廃業界の発展はないのかなという意味でこの3委員会を設置しております。

本部会はですね、趣旨・目的を公表させてもらおうと、部会員相互の融和親睦を図るとともに、産業廃棄物の適正処理及び再資源化等に関する知識を高め、各部会

員が同業界における次世代の指導的役割を担っていく上で必要たる資質を向上させることを目的としています。こういう趣旨・目的がありますので、青年部として親睦を図るだけではなく、知識を高め、今後、常に先のことを考えていくという意味で、事業として昨年11月の末になるのですが、藤井聡先生、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、内閣官房参与、こちら産業創造館の方で、藤井先生の方にご講演いただきまして。こちら藤井先生には、アベノミクス効果と増税、そしてそれが産業廃棄物業界にどのように影響をもたらすのかということでご講演いただき、ちょっと壮大なテーマで、環境ビジネスとどう繋がるかというお話は直接的に出なかったのですが、内々で持ち帰り、これがどのようになるのか話し合い、そして次の課題にしました。

こちらの藤井先生は、昨年、ご講演していただいたのですが、今後はこのフォーラムを柱にして今後、皆様とこのフォーラムを通じてごみ処理のあり方を考えていきたいなと思っております。

【龍野】新たな環境ビジネスについて、具体的にどのような意見や考えが内部から出てきていますか？

【高田】そうですね、色々出たのですが、環境ビジネスって、やっぱり今、循環型社会の枠組みの中で、皆様、運搬・処理をされているので、ちょっと話し合った中でも、先ほど龍野さんの1部のご講演にもありましたように、横断的な考え方にはなかなか結びつかなく、こちら塩見さん、吉村さん、田中さんのように最先端を走られている方は、やっぱり横断的に物事を考えられているのですが、内々で話した中では、やっぱり、まだ循環型社会の枠組みの中でとらわれているので、「今後もっと枠組みを広げていかなければ」ということで、まだまだ、ちょっと視野が狭いのかなという状況ですね。

【龍野】そういうことを、今後、真剣に考えていくために、本フォーラムを来年以降も継続して実施していくということですね。

■ビジネスとしての「ごみ処理」の特性

【龍野】ただ今のご説明にあったパネラー企業の事業や今後に向けた構想等を通じて、新たな環境ビジネスに関する示唆があったように思います。

しかしながら、それをビジネス・モデルとして成熟させていくためには、ベースとなる廃棄物処理業固有の事情を改めて認識し、整理しておく必要があるのではないのでしょうか？…吉村さん、田中さん、塩見さん、

先ほど色々ご発言いただきましたが、その内容を踏まえ、この点について自社事業との関連でご説明いただくと幸いです。

【吉村】冒頭にも少し申し上げましたとおり、大規模な排出事業所から多品目にわたる様々な廃棄物が発生し、それを効率よく管理できるようにコーディネートさせていただいておりますが、3Rの意識というのは排出事業者にかなり行きわたっているということを確認に感じます。しかし、様々な品目をリサイクルするにあたって、自ら労力を掛けて分別したにもかかわらず、受入先の再生可能なスペックというものを過剰に解釈し、理解されている方、混入させてはいけないものをまだまだ混ぜてしまうという方等、様々な排出事業者がいらっしゃいます。



我々としては、やはり、リデュース、リユースのための仕分けというのも大切なことだとは思いますが、リサイクルにおいては、その目的意識が重要だと考えています。こういったところで、こういった再生をするのかということをよく理解して分別をしないと、人手も時間も当然掛かります。採算性、コスト効率の悪いものになってしまいますし、ある程度のところでやめないと本当に仕分けするための仕分け作業になってしまって、本末転倒な感じになってしまいます。ましてや大規模事業所ということになりますと担当の方1人ではなく、各セクション・セクションで分別等に携わられている多くの方がいらっしゃいますので、なかなか末端までその目的や意義というのをご理解されていないというようなことがございます。

我々としては、こういう目的の分別をし、リサイクル、また再生先にお出するというような形でトータルにご提案させていただきます。極力コスト・パフォーマンスのいいもの、そして効率のいいもの、お客様の方での手間を最小限にしつつ、その再生する意

義を最大まで引き出すということを念頭に置いてコーディネートさせていただいております。

ただ、その中で感じるところなのですが、やはり今の時代ですので、お客様からマテリアル・リサイクルを求められます。第一にはやっぱりマテリアル。しかし、全てのリサイクル会社がおお客様のトータルの予算がある中で再生し、採算性を含めて潤っているのかということ、決してそうではない場合も多分にあると思います。そういう意味では『循環型社会形成推進基本法』というものの、そしてまた個別リサイクル法というものが排出事業者の方で少し過剰に一人歩きしているような捉まえ方をされていると感じます。うまく言えないですが、私は何となくそのような印象を持っています。

現実問題として、成熟過程の法律を何とかお客様の方でも運用しないとイケない。そして、またこの成熟過程の法律の中で、それでもなお再生が求められるということで、それぞれの再生事業者様は様々な努力をされて知恵を絞られていると思います。そのあたりの「お客様のニーズ・コスト」と「再生事業者の品質に対する思い」が現実とちょっと乖離しており、間で四苦八苦しているというようなイメージがあります。様々な要素があると思いますが、まだまだ成熟して行く必要があると思います。

【龍野】「3Rの推進」と言われていながら、実態としてはマテリアル・リサイクルが先行してしまっている印象をお持ちだということですね。

他方、冒頭でもおっしゃっていたように、その中でダイカンは廃棄物の発生を抑制していくための提案業務にも力を入れられています。これは循環型社会の理念（「第一にリデュースに取り組む」という考え）に沿ったものではありませんが、観点を変えれば、従来型の廃棄物処理市場の規模を縮小させることでもあります。このあたりのジレンマとでもいうのでしょうか、どのような考えをお持ちですか？

【吉村】我々の事業で言いますと、燃やしたいごみだけをいただくような「いいとこ取り」は、なかなかできません。トータル的にコーディネートする場合においても、そう言えます。「焼却するための廃棄物が欲しい」というようなご提案の仕方では、やはり営業するプロセスとしては全く駄目です。

本音を言うと、今までのように単純に焼却物が欲しいと思う部分もありますが、飽くまでも3Rをそのお客様の市場の中でできる限りご提案させていただき、残りの適正処理・減量化すべきものを処理しています。

焼却を全面に出すのは、やはり苦肉の策として「これは焼却する方が一番コスト・メリットとしていいですよ」という場合が殆どです。その部門でしか、営業が難しくなっているのが現実です。

だから、3Rという流れを尊重すれば、当然、焼却する市場が減っていくと思います。だから、その部分に関して我々焼却処理会社は『循環型社会形成推進基本法』が施行された時点で絶対的に世の中がそのような流れになることを予測し、再生される廃棄物が増加し、再生処理業者の技術がどんどん向上していくことも予測する必要があります。

そうすると、冒頭にも申し上げたように、処理会社には処理困難物が入ってくるというのは安易に予測できます。だから、どちらかという焼却の市場においては廃棄物が減っているというよりも、変化に合わせて技術をいかにロー・コストで処理困難物に対処できるようにするか、ここに知恵を絞るというように変わってきています。例えば、廃プラスチックが工場に搬入された時、プラスチックなので、本音を言うと「どんどん燃やしたい」という思いがあります。ただ、燃やしたいですが、単純には燃やせません。当然ながら製紙会社へのフラフ燃料であったり、RPFであったり、そういう有意義なところに提供することをまず考える、そういうご提案をすることが基本です。そして、それでは、なかなかコスト的にメリットが出ないとか、どうしても再生先の受入れスペックに合わない。スペックに合わせてようとすると逆に莫大なお金が掛かってしまうようなものに関して、我々の方で処理させていただくというような立ち位置です。

【龍野】 コストで振り分けていくということですね。

【吉村】 まあ、そうですね。お客様は、やっぱりコストを一番重視しますので。

【龍野】 リマテック・グループも、廃棄物管理システムについて広範なコンサルティングを手掛けられていますが、田中さん、いかがですか？

【田中】 吉村さんのお話にもあったように、基本的にはコストを掛けたくないということは大きく前提にあります。その中で我々がビジネスを継続させていくためには、やっぱり勝っていかなければならないという意味で、コストを下げる努力をしていくということが必要です。一方で、他の業界と違って、いわゆる付加価値というものを認めてもらえない。ごみ処理で、例えば高度な技術を導入するとか、そういうことで「うちのリサイクルは凄いです」と言ったら「それ、いくらにしてくれるの?」と言われるだけの話で、なか

なか付加価値というものを認めてもらえないというのが一つの特徴かなというふうに思います。



それに対抗していくためには、まさに今日の基調講演にもあったように横断的に考えていくということであり、価値創造する必要があるということです。横断的に考えるってどういうことかということ、おそらく私の感覚では、ごみ処理というところにとらわれるのではなく、もっと大枠で捉えるということなのだろうと思います。皆さんもこういった経験がよくあると思いますが、例えば我々が取り扱うような廃棄物の中に「汚泥」というものがありますが、脱水を加えることによって量が減りますねと、それによって処分費全体が下がりますよというような提案をするとか、あるいはロジ・コストが下がりますよというような提案をするとかですね。ただ単に出されたものをごみとして捉えて、それをいくらにするか、安くできるかっていうことを考えるだけではなくて、もう少し枠を広げて考えることによってトータルでコスト・メリットを出していったお客様に提案していくということは、皆さんも、日々されていることだと思います。その大枠で捉えることというのを、できるだけ広げていくと。例えば、お客様の生産性にどう影響するのか、あるいはエネルギーの消費にどう影響するのかといった我々の周辺の分野のところを、どんどん取り込んでいながら大枠で捉えて「価値の創造」ができないかということを考えていくのが、我々のビジネスの中でネガティブな特徴というものをクリアにしていく方法なのかなというふうに思います。

もう一つは、よく『廃棄物処理法』は非常に厳しいというようなことが言われるのですが、私は規制についてはですね、厳しいか、厳しくないかということよりも、公平か、公平ではないかということが大事だと思っています。公平なルールであれば、公平なルー

ルの中で切磋琢磨すればよいだけのことなのだろうと。そういう側面から言うと、「廃棄物処理業界というのは市場原理が働かない業界だ」と言われた2000年ぐらいから、国もどんどん、どんどん規制を強化していき、いわゆるアウトローを業界から押し出していきような規制強化が進められてきました。それによって何が起きたかと言うと、ルールの中で可能な限り公平な競争環境になりつつあるのではないかなというふうに考えています。一方で、海外で仕事をしていると、全然、ルールが公平でないという例はよくありますので、そういう意味では、我々の業界としても、これから色々な法整備について意見を出していく中で、公平か、公平ではないかという観点を持ちながら、国なり、あるいは政策を決定するところと議論をすることによってプラスになっていくというふうに思っています。

【龍野】「法令が厳しいとか、基準・制度に不整合があったとしても、全ての廃棄物処理業者が同じ条件で競争しているのなら問題とは思わない。例えば、行政指導や行政処分に違いがある等、各々の廃棄物処理業者間で不公平があるのなら、それは大いに問題だと思う。」という田中さんのご意見でしたが、仮に今後、「横断的なごみ処理」が進展していけば、従来は接点のなかった異業種と競合する可能性も出てくるわけですよ。そういう企業との公平・不公平については、どのように考えればよいのでしょうか…塩見さん、お願いします。

【塩見】最近、規制緩和を求める声が多く、この業界でもよく耳にしますが、私は、どちらかと言うと規制は厳しくあるべきだと考えています。規制があってハードルが上がり、それをクリアするというのは、篩に掛けられ、優良な廃棄物処理業者だけが残るということです。その中で公平に商売させてほしいというのが、私の個人的な考え方としてあります。「収集運搬業の許可を全国一律にしたら？」という話がありましたが、それは色々な規制がある中で我々が苦労して乗り越えていくべきものであって、大手が大資本で容易に投資できるような形にしてしまうと、我々はそれに飲み込まれてしまうだけです。だから、先ほど田中社長がおっしゃったように、やっぱり、きちりした公平な規制っていうのは大事だと思います。

ただ取締まりがしっかりとされていない部分もあり、グレーな部分が見過ごされています。そのような状況では、規制があっても意味はありません。「外れた人」は、しっかりと取り締まるという態勢でやってもらいたいと思います。



過去に、家電のリサイクルを手掛けておりました。家電というのは、一廃と産廃の判断が非常に難しく、基本的には一廃だと思うのですが、創業当時は中間処理（の許可）を取らずにリサイクルという形で始めました。行政から「産廃の中間処理を取ってください」という指導もあり、許可を取得しました。家電をリサイクルしている会社は大阪でも数社しかありませんでした。それが、突然、平成13年でしたか？

【龍野】『家電リサイクル法』ですか、平成13年4月の施行ですね。

【塩見】…その『家電リサイクル法』が施行されて、突然、我々は仕事を取り上げられ、失ったような形になりました。そのことに関しては、かなり不満を持ちました。我々のような家電のリサイクルを専門でやっていた会社は、施行前に当時の厚生省にも訴えに行きましたが、法律が先行して聞いてもらえなかった。別に法律が悪いと言いたいわけではなく、きちりと規制する一方で、誰もがそれをクリアして競争できる形の仕組みを作ってほしいというのが本音です。拡大生産者責任で、今がきれいな形かもしれませんが、我々がクリアできて、平等に競争できるようリサイクルの仕組みを国の方も考えて進めてもらいたいと思います。

ついでに、特性というか、問題点を挙げておきますと、皆さん、もう何回もそういう話をされていると思いますが、「一廃と産廃の線引き」や「有価物の扱い」というのは、やっぱり未だに悩むところが多いと思います。皆さんと同様、私もよく龍野次長に「これは、どうなの？」って相談しますが、結局のところ、最終的にはモラルの問題だと思っています。例えば、大阪府に聞いても、大阪市内に聞いても判断が違ってしまった時に、でも我々は、随時、判断していかなければならないので最後はモラルを持ってやるしかないというこ

とです。そこを逸脱している廃棄物処理業者は、きちりと行政に監視してもらって取り締まってもらえないと思います。未だにグレー業者の横行も見受けられますが、そこがなくなるとコスト勝負はできません。我々だって、できれば適正処理の中で低コストの戦いをしたいと考えていますが、そこに不適正な廃棄物処理業者が入ってくると最初から勝負にならないわけです。

リサイクルについても「これは買うから、処理費が掛かるあれも含めて全てリサイクル扱いにする」というような有価物を隠れ蓑にしていることも横行しています。ですので、規制ありきで取締りもしっかりしてほしいと思います。

【龍野】対「企業」や対「行政機関」との関係についてはイメージできましたが、もう一つ残されているのが対「住民」ですよね。冒頭で北港にプラントを新設されたお話がありましたが、既設のプラントも含め、地元との協議・調整にはご苦労も多かったと伺っています。このあたりの苦労話…マルサンとして支障ない範囲で結構ですのでお聞かせ願えないでしょうか？

【塩見】北港の事業所は工業専用地域にあるので比較的に問題なくスムーズに進みましたが、地元ってというのはやっぱり非常に大事ですね。特に摂津の事業所は周りが住宅街で、40年ほど前の創業時は何もなかったところだったのですが、マンションや住宅が乱立し、後から移り住んだ住民にも疎まれます。で、埃とか、音とか、環境面については細心の注意を払って地元住民との繋がりを大事にして進めてきました。北港の方は、工業専用地域という地域で、周りに環境上の影響を及ぼす可能性がある会社も多く、同じような立場で話できたのでスムーズでした。

産廃業者というのは、一見、「汚いものを扱っているから、汚いものを撒き散らすのではないか？」というイメージがあるのですが、許可取得の際にも我々は非常に厳しい「縛り」の中でやっているの、許可を取っていく流れの中で周りの方とお話ししていくと「ここまで厳しくされているのですか」と反対に驚かれることもあります。

【龍野】ありがとうございました。

■地域社会と「ごみ処理」の関わり方

【龍野】以上のような議論は、これまでも様々な機会や媒体でなされてきましたが、重要な点を一つ申し上げるならば、ビジネスとしてのごみ処理は、地域の住民、企業、行政機関等と良好な信頼関係を築き、そ

の社会に根付いていかなければ存続が困難であるということ。そして、そのプロセスにこそ、新たな環境ビジネスの成功に繋がるヒントが隠されているのではないのでしょうか？…高田さん、青年部において、地域社会とメンバー企業が接点を持てるような配慮やそれにより得た成果のフィードバック等、事業に際して何か意識的に工夫されていることがあればお話しください。

【高田】私も、青年部の会長として、今、しゃべらせてもらっているのですが、中間処理会社をやっている、それをやるにあたって立ち上げるというか、許可をいただくにあたり、やっぱり地域住民の方と、周りの企業の方、そして行政機関と良好な関係を築かなければ、まず第一歩は進めないなというふうに感じています。

その中で、私たち青年部は、まず1つ目「行政交流会」、行政との交流事業、勉強会、意見交換会を定期的に行っておりまして、そちらの方で意識的に工夫して、行政の方とちょっとでも近付いてと言うとおかしいですけど、親密になって気軽にちょっと相談に行けるような関係構築のためにも少人数制で、なるべく行政と一対一とまではいかないでも、しゃべりやすく、質問もしやすく、意見交換もしやすくすることを意識的に行って、そういう事業をしております。

そして2つ目は、地域社会と良好な関係を築くために、皆様の会社でもそれぞれされているところは多いと思うのですが、基本的には、ごみ拾いとか、例えばお祭りがあった時に、そちらへ参加してとか、寄付してとかいうことがあると思います。私たち青年部もごみ拾いを定期的に行っており、ご存じの方もいらっしゃいますかね、堺の7-3区ですね、あそこは安定型処分場の埋立地跡ですが、そちらの方で植樹活動を行っておりまして周りの地域住民の方々にですね、私たちが運んだ廃棄物処分場がそのまま放ったらかしにされるのではなく、後々のケアも青年部としてやっております。こちらの方で「放ったらかしじゃない」というアピールと、廃棄物処分場の跡地でも植物は育っていくということのアピールができていかなと思っています。

こちらは大きく2つあるのですが、なかなかこういうことを事業としてやってはいるものの、まだまだ行政機関と地域住民の方々とは距離ができたままなので、今後はですね、このフォーラムを通じて一般の方々にも、先ほどの塩見さんの話にもありましたけど、高いクオリティーの中で産廃業者も頑張っているんだというアピールもできていったらいいなと思っております。

【龍野】会場の皆さんも関心のあるところだと思いますが、「行政交流会」では、具体的にどういう意見のやり取りがなされるのですか？

【高田】先ほど塩見さんの話でもありました産廃と一廃のラインがなかなか微妙なところであったりだとか。参加する青年部は、やっぱり現場に出ている方が多いので、適正処理をしたいという中で「これは一廃になるのか、産廃になるのか」、そういう細かいところから、大きいところでも「こういうところで苦勞をしている」という、こちらのアピールというのもさせてもらっています。

行政の方からも、現場の声を聞き、上げられるものは上げていただいて、「産廃処理をやっている方みんなに仕事をしやすいように取り計らってもらおう」というと変な言い方ですけど、やりやすいように、行政も人間ですので懇親を深めて、それを意識してやっております。

【龍野】なるほど。

…さて、残るお三方は、この点についても豊富な実績をお持ちです。田中さん、塩見さん、吉村さん、その一端で結構ですのでご披露ください。

【田中】「地域の皆さんと共存共栄していく」という思想がなければ、我々は、業の存続もできなければ、施設の設置もできないということは、ここにいらっしゃる皆さんは、日々、感じられていることだと思います。我々の会社としても、やはり地域との繋がりというものを非常に大事にして今まで事業を継続しています。自分たちの事業っていうのが、地域社会も含めて、地域社会だけじゃなく、行政やお客様や色々なステークホルダーに対して、どのような影響を与えるのかというところを想像していくこと、きっちりと想像力を働かせるということが、まず大事なことは私と思っています。その上で地域の一員として参画意識をきちんと持つということが大事で、最近、CSVと言われていますが、まさに地域の方々と共通の価値を創っていくということが必要なこと。

昨年の12月2日に私どもの九州工場で大きな火災事故があり、地域の皆さんに非常に大きなご迷惑をお掛けしたということがあって、以降、工場を再開することで、地域の皆さんと何度も何度も膝を突き合わせて話し合いをさせていただいて今週の月曜日に竣工式を迎えることができました。11ヶ月近くの時間を掛けて工場の再開に漕ぎ着けたわけですが、実は九州工場で大きな事故を起こしたのは2回目です。16年前にも1度大きな事故を起こし、その時は従業員が1人

亡くなるということがあって、以降、私どもの会社として特に九州工場では安全というものを第一に取り組むこと、それから地域に対して開かれた工場であることを徹底してきました。それまでは、地域の方々と交流するというのもあまりなかったのですが、以降3ヶ月に1回、地域協議会という形で地区の代表の方、行政、我々が寄って議題がなくてもディスカッションし、その上で、毎年、工場でバーベキュー大会を開いたり、地域の方300人ほどに集まってもらってグラウンド・ゴルフ大会を催したりするようなことを、以降16年間ずっと続けてやってきました。それで地域の方々と色々と気心が知れてきていた中で、今回、2回目の事故が起こり、最初は滅茶苦茶怒られたというのが正直なところですよ。とは言え、16年間積み上げてきた信頼関係というものがあるから、最後は「そこまで言うのなら、もう一度再開することを認めよう」ということで認めていただいて再開に漕ぎ着けました。

こういった16年前の事故の経験が、我々にとっての「地域を大事にしていく」という根本的な考え方になっておまして、これが会社を運営していく上でのベースの考え方になっています。例えば、東北の大船渡市と陸前高田市と2つの市から我々の方で「がれき」の処理を請け負って3年間で250万トンぐらいの「がれき」を処理したのですが、行った時はですね、東北の方からしてみれば、大阪弁を話す人が来て「やくざが来たのか？」って本当に言われました。たまたま、あの場所は私どもの会社に縁があってですね、お見舞いに行ったついでにそのまま引きずり込まれたというような状態だったのですが、そんな事情を知らない人にとっては「大阪からやくざが来た」と思われていたのが正直なところですよ。

我々の考え方としては、とにかく地域でできるものは地域でやろうということです。で、地域でできないことをお手伝いするのが我々の役割であるという姿勢を一貫して取り続けてきました。私も含めて、当時、多い時は50人ぐらいのスタッフが東北に行っていましたけれども「毎朝4時に起きて、2時間掛けて現場に通って、毎日9時、10時にまた宿舎に戻ってきて、それからミーティングをする」という生活を何ヶ月も繰り返して、一生懸命、地域の人たちの役に立とうということで頑張った結果、受け入れられるようになり、我々の会社も地域の一部だと、一員だという形で認めてもらえるようになりました。商工会議所等にも入っていますし、地域の復興に向けてどのような街作りをしていくのか、その中で我々も一つのパーツとして、

地域の方も考えていただいて復興活動に取り組んでいるというような状況になっています。そういう意味では、16年前の事故以降、特に九州の皆さんと16年間積み上げてきた色々な経験というものを、他の事業でも、当然のこととして社員が身に付けて事業継続を進めていけていると思っています。参画意識を持ち、価値創造していくことをやっていければ、むしろ事業としてはチャンスが広がるのではないかなと。

【龍野】…これは是非とも触れておきたいのですが、リマテック・グループは海外にも進出されていて、地元政府との交渉・協議や地元企業との合併企業の設立等において、その国の様々な立場の方々との接点を持たれるわけですよね。当然のことですが、そこでは廃棄物に関する法制度も異なれば、市場も異なるわけです。国民の価値観も違うことでしょうか。そのような環境に対し、マーケティング等を実施するのにも非常にご苦労があったと思うのですが、そのあたりのことについて伺ってもよろしいでしょうか？

【田中】そもそも、ごみにお金を払う文化のないところで商売をしようということですから非常にハードルは高かったのですが、6年間、タイの方に通って、その国の方々と交流して行って、色々な情報をざっくばらんに話せるようになると、今までの日本の感覚で行っていた時には「商売にならない」と思っていたところでも、「ああ、こうすればチャンスがあるのではないか」というのが見えてきます。一言で言うと、時間を掛けて仲よくなり、しっかりと情報を引き出せるようなことができれば、日本のどこの地域であっても、あるいは世界であっても全く同じだというふうには思っています。

【龍野】ただ今、「CSV（共有価値の創造）」のご紹介がありましたが、ごみ処理とは無関係と思われる領域で地域社会に貢献することは、実はごみ処理をビジネスとして捉える際にも重要なファクターとなり得ることですよね。その点について、塩見さんは、どのように思われますか？

【塩見】弊社も、実は10年くらい前、摂津の方で破砕機から小火があったので、今度の新しい工場の方はかなり気遣いしました。中にウェブ・カメラを入れて24時間警備できるような仕組みであるとか、機械や荷物の温度を赤外線で測って一定以上の温度になったらメール等で連絡が来るような仕組みであるとか、そういった新しい仕組みを取り入れてやっています。近隣の、特に隣接のところは発火性の高いものを扱うような工場だったので、地域の会社と密に防災対策を進めてい

く中で信頼関係が生まれ、「境界の柵をなくしましょうか？」という結論に至りました。柵をなくすことによって夜間警備や緊急連絡体制の整備等、お互いの意識が高まり、防災対策も合理的に進むということで合意しました。ただ、最終的には大阪市の指導もあって、結局は柵を作らざるを得ませんでした。

また、行政の信頼というのも本当に大事なことだと思います。「急に行政が来て、びっくりして従業員に指示を与える」というような態勢では問題です。できれば、普段から密に接し、問題が起これば「プラントを見に来てほしい」とか、疑問が出たら「これでいいのかわか」とか、「こういった変更するのは問題か」とか、逆に積極的に関わっていくと行政の方にも信頼が出てくると思います。そうすると、行政からも「何日の何曜日に行きたいのですが、担当者の方はおられますか？」というように気を遣っていただけるようになります。そういった信頼関係も非常に重要であると考えています。

【龍野】吉村さん、同じ質問です。お願いします。

【吉村】お二方の後で事故の話ばかりで恐縮ですが、実は私どもの会社も平成6年に本当に大規模な爆発火災事故を起こしたことがございます。やはり、当時は焼却炉運転、オペレーションをする上でも未熟な部分があり、マシンをオペレーションする部分でも、保管の状況の部分でも、もっと知識を付けないといけなかったということを非常に痛感しました。今となっては糧にして、その後に取り組みましたので勉強にもなりましたし、非常に貴重な経験になった事故でした。

「地域の方々と共に共生しながら事業を営んでいく」という部分においては、やはり、先ほどお二方からもありましたように、情報の開示というのは日常的に意識しているところでございます。産廃業者ですので、やはり、地域にとって都合の悪いことが起こりますと真っ先に我々が疑われるというのがございます。そのため、絶えず開示できるような状態での日常的な運営、これを心掛けてやっております。私どもの会社は、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、市街地のご真ん中で事業をやらせていただいております。その中で色々気を遣う部分として、やはり、田中さんが先ほどおっしゃられたように、地域の一員であるという部分が重要で、これを具体的にする必要があります。例えば、焼却炉に見えないような外壁、建物で困ってしまうとか、市街地の立地条件ならではの通常では要らない費用も掛かるという部分もあります。そういった化粧工事とかもしながらやっています。



私どもの会社は焼却をしていますので、熱エネルギーの塊でもあります。そういった部分も踏まえて、将来的にこんなこともできるのではないかなというような部分を簡単に纏めさせていただいておりますので、ちょっとパネルを見ていただいてもいいですか。これは都市型の焼却炉ということで将来的なプランのイメージとして考えているものです。当然、我々産廃業者と、地域の方々、コミュニティと行政、この3者が常に密な関係を持つという必要性があると思います。そうした中で実際に都市ごみの焼却炉等々では温水プール等、熱源の供給をされているところが多いと思うのですが、最近においては熱源をそのものだけではなく、いわゆる電力に変えた状態での供給、例えば、ここに書かれておりますけれども、電気自動車の電力として供給すると面白いのではないかと考えています。また、その電気自動車地域のパトロール等々に役立てていただいたりするとさらによいと思います。何よりも、一つ可能性として考えられることで、今できていることではございませんので、そのあたりはご了承いただきたいのですが、例えば、最近、自然災害が非常に多発しております中で、災害時の避難拠点としての役割、こういったものも非常に意義のあることではないかなと考えております。いわゆる「単に箱物を避難拠点として使ってください」というだけではなく、現実に必要なものでありたい。今、思うのは、電力とか熱源そのものを、いわゆる蓄熱とか蓄電という形で溜める、蓄えることも同時に考えていく必要があると思います。その地域が停電した場合に、そういった我々の事業所で蓄えている電力をちょっとでも供給する、そういった可能性というのは、色々、やっぱりあるのかなと思います。

そして、龍野様のご講演でもありましたが、やっぱりCSVとどう絡んでくるのかという部分においては、

やはり、我々は許可をいただいて初めて商売が可能となります。そういった時に、やはり住民の方々のご理解というのは、これはもう当然必須のものです。そういった部分では、例えば許可の更新時にだけ頭を下げに行くと、「あんた誰ですか」と言われても当然です。どこかの議員さんが選挙の時だけ頭を下げに行くような感じの立ち位置では、やっぱり駄目だと感じています。常に日常的に関心を持ってもらえるような事業所っていうものをやっぱり念頭に置き、意識しながら日々の業務を営むという必要があります。情報開示から始めて色々と申し上げましたが、その全てがCSV活動に繋がるものではないかと考えております。

【龍野】…すごい構想ですね。

■「ごみ処理」の市場は、どう変わっていく？

【龍野】…これまでパネラーの方々から何回かCSVに関する言及がありましたが、これは、ごみ処理を地域社会と結ぶ一つの考え方として、「住民、企業、行政機関等と共有できる価値を創造し、それを新たな市場として整備することを通じて、環境ビジネスとしてのごみ処理の可能性を広げていく」という内容に集約・整理できるかと思います。

パネラーの皆さんにおかれては、既にそのような試みをなされているわけですが…単刀直入に伺います、ごみ処理の市場は、今後、どのように変わっていく、あるいは変わっていくべきなのか？…各位の展望をお示しいただきます。まず、高田さんからお願いします。

【高田】壮大なテーマでちょっと難しいのですが青年部としましては、今後、どう変わっていくかというか、青年部としてはこうしていこうかということは、やっぱり始めの話にもありましたように、循環型社会だけにとらわれず、循環型社会でも3Rがありますが、その部分のリサイクルしか焦点を向けられてないなど。先ほど塩見さんのところの会社では、もうリデュースにも力を入れられているということでしたが、まだまだ、ここのリデュース、リユースの部分が弱いのかなと思います。循環型社会に目を向けていくのであれば、今後、まずこちらに目を向けていかなければならないと感じました。

それとですね、法整備について。数年前でしたっけね、収集運搬が各都道府県に1許可ずつになりましたが、これはもう何年も前から協会の國中会長が環境省の方に何回も何回も話しに行って「あまり無駄なことをせず、各都道府県に1許可ずつ」という提言をされていきました。そういうふうには産廃業界も提言していけ

ば、よい方向に変わっていくのかと、無駄がなくなっていくのかと感じたので、青年部としても、こういうことにちょっとでも関わっていければと思います。「現場はこうだから、こういうふうにしてほしい」と、そういう提言を協会にして、協会の方で行政に提言していただいて変わっていけば、皆さん、業務もしやすくなるのかなと思います。

【龍野】 続いて、田中さん、お願いします。

【田中】 ごみ処理って、やっぱりエリア・ビジネスに集約されるのだらうと思います。エネルギーとコストを掛けて遠くまで運んで処理するというのは、どう考えても社会的に不合理です。そうであれば、エリアの特性に応じたごみ処理のシステムというものを作っていくことが、今後のごみ処理の重要なポイントになってくるように思っています。私どもの会社で言えば、例えば東北であれば水産業や漁業の盛んな地域ですので、どのように一次産業と連携しながらごみ処理を進めていくかというようなことを検討していますし、タイであれば人件費が安いことを活用して人手を使った選別を中心としたシステムを組んでいくというような形で、エリアの特性に応じたごみ処理のシステムを作っていくということを念頭に入れてチャンスを広げていければなというふうに思っています。

【龍野】 ありがとうございます。塩見さん、よろしくをお願いします。

【塩見】 持続的発展が可能な社会を目指すということですが、これからは持続的発展そのものが本当に難しくなってくると思います。人口は減少して消費が減り、労働規制が厳しい中、労働者不足にも見舞われて労働賃金が上がり、産業は衰退の一途です。で、拡大生産者責任がさらに厳しくなって、特に量販店等は、自社でリサイクル施設を持たれる時代です。大手製造業者では、エネルギー関連の追い風等で新規産業も非常に多くなってきています。産廃業界の先を見た時に非常に暗い話ばかりで、ごみは減っていくでしょうし、行政もおそらく管理上の問題で廃棄物処理業者を減らしていきたいと考えられているように思います。

産廃業界を「成熟した市場」と考えるのであれば、特に成熟されている小売店業界を例にするとイオンのように巨大になってマーケットを牛耳るであるとか、あるいは小さくてもどこかに特化したニッチな世界に生きるべきでしょうか。弊社は「街のホット・ステーション」と過去から表現しているのですが、簡潔に言えば、コンビニのように「近くで何でも揃います」というような商売をやっています。先ほど田中社長がおつ

しゃられたエリア戦略的な考え方は、やはり収集効率のよさが排出企業にとって大きなメリットになり、そういうエリア・エリアで「何でも揃いますよ、リサイクルできますよ」という商売を展開していくのは正しいと思います。他に100円ショップみたいなコスト特化型の展開をしていくことも考えられます。皆さんも、色々戦略を練られていると思いますが、少なくとも経営者の手腕が非常に厳しく問われる時代が来るように思います。

弊社の次の戦略として、将来に向けて小さな実験を色々進めています。様々な許可を取っており、「この許可で何をやるの？」ってよく言われますが、いわゆる実証プラント的な考え方です。自社で実際に扱わないと、本質は分からないという考えです。だからと言って大きい投資もできません。1つのプラントの建設にも、3年、5年、大掛かりなものになると7年ぐらいい掛かります。先が見えない中で「多品種」を扱って、様々な実験を繰り返して、自分のところで扱って事業として見出せた時に初めて本格的に事業として展開していく、弊社はそういう進め方をしています。

【龍野】 吉村さんは、いかがでしょうか？

【吉村】 私どもとしましては、やはり、3Rというものなくしては、ごみのことはやっぱり考えられない世の中になっていきますし、冒頭にも申しましたように、再生、リサイクル業者の技術もどんどん向上してきているという部分では、やはり、製造業だという意識を持つことが必要ですね。だから、ものを作っているというクオリティーに対する意識を強く保たないと、なかなかお客様からの信頼を得るのも大変難しい状況になっていくだろうと思います。ただ、先ほど田中さんからありましたように、やはり産廃というのはエリアの商売だと思います。だから、そのエリアの中で、どういった再生業者、どういった優れた処理業者があるのかということも、それぞれのエリアごとに違いますし、ものすごく特徴があると思います。全国を見わたしても「何もかも揃っています」というところはなかなかないです。もし仮にそのような再生業者がいらっしやったとしても、非常に遠方で運賃が掛かる等、どうしようもない事情ということも、当然、エリアごとにあると思います。だから、そのエリアのこの事情をよく分かった上でのトータル的な提案をすることが重要になってくるのではないかと思います。

また、お客様への営業的な切り口としても、今回のテーマにありますように、「横断的なごみ処理」の考え方が必要で、再生、中間処理、収集運搬の独特な榨

の中だけの切り口では、なかなか営業展開していくとなると難しいと思います。例えそれが話のタネであったとしても、低炭素社会等を切り口として活用していかなければならない場合もあると思います。地域を絡めた環境共生的な切り口も含め、広い切り口でお客様にアプローチを掛けていくというようなことは、絶対的に必要なことになろうかと思えます。これからのごみ処理に対する答えにはなっていないかもしれませんが、そう思います。

【龍野】 議論も終盤に差し掛かってきたので、ここで会場の方々のご意見やご質問を伺ってみたいと思います。ただ予定よりも時間を超過していますので、ご発言いただく方を1名ないし2名に限らせていただきます、ご了承ください。それでは挙手をお願いします。

…中 略…

■これからの「ごみ処理」を踏まえて…

【龍野】 さて、「未来のごみ処理のあり方を考える」と題して本フォーラムを開催したわけですが、最後に、以上の議論を終えての感想や改めてお持ちになられた考え等についてですね、パネラーの方々に伺ってみます。塩見さんから順番に…簡潔をお願いします。

【塩見】 廃棄物（ごみ）と言いますが、目に見えているものは全部商品であるとも言え、非常に混沌としています。答えは、なかなか導き出せないのかなと思います。

基本的には、最初に言ったとおり、「M3プロジェクト」にある「コンプライアンス」、「リサイクル」、「コスト」、この3つを徹底的にやっていくということです。これで5年くらい生き延びることができるのかなというイメージでやっています。これからも皆さんと共存共栄していきたいと思っていますので、ネットワークが非常に大事だと思っていますので、よろしくお話ししたいと思います。

【吉村】 今、殆どお話いただきましたが、私は焼却処理をやっている立場上、熱エネルギーの今後の可能性というのは非常に幅広く大きいものがあるなと思っています。ただ、それを実用化するのに、やっぱりコストっていうものが、当然、釣り合わない「絵に描いた餅」になってしまうと思います。その中で、少し個人的に興味があるのは蓄電と蓄熱です。そういったものには大変興味がございます。

皆さん、ニュースで、昨今、再生可能エネルギーの固定買取制度等々の話が出ており、一部エリアで新工

ネルギーの電力、新規においては買い取らないとか、そのような話が取り上げられていると思うのですが、結局、原発を再稼働するかしないかによって、その意義や意味合いが大きく変わってきます。私は、バイオマス等々、色々を含めたごみ発電のエネルギーの供給というのは比較的まだ安定している方じゃないかなって、個人的には思っています。そのバラツキを整えていくという意味では、やはり蓄電であったり、蓄熱であったり、「要る時も、要らない時も送電し続ける」という感じではなく、「ある程度を纏めてコントロールする」というような取組みが、熱エネルギーを取り扱っている業者としては非常に魅力的に感じ、将来的にも幅広く、夢のあることかなって思います。

私は話を纏めるのが苦手です。申し訳ありませんでしたが、ちょっとでも皆さまのお役に立てるように、コスト的にも褒めていただけるような会社になるように頑張っていきたいと思っていますので、また今後とも、どうぞよろしくお話しします。

【田中】 冒頭にもお話ししましたように、私どもは漁師の課題を解決するために作った会社というのがスタートでございます。そういう意味では私たちの会社のミッションでもあります「環境分野での社会的な課題、ステークホルダーの課題をいかに解決するか」という視点でビジネスを今後も進めていきたいと思っています。そういう視点で見ると、まだ色々なテーマがたくさんありますし、それから他の地域に行ってみると、全然違う課題もありますし、他の国に行ってみると、日本にいて、あるいは大阪にいて気付かなかった課題もたくさんありまして、それに対して我々が提供できる色々な技術であったり、ノウハウであったり、経験であったりというのが実はたくさんあるように思っています。

先ほどエリア・ビジネスのことを申し上げましたけれども、やはり、その地域の中で地域の一員として参画意識を持ってやることで地域の課題というものをもっと掘り出し、その課題を解決していくための色々な技術やノウハウというのは、これは我々だけでなく、我々の業界のネットワーク等といったところも含めてですね、活用していくことによって、まだまだ我々のビジネスの枠っていうのは広げられる可能性があるように思っていますので、これからも、そういう意味で地域社会とのコミュニケーションを密にしながら企画力・技術力・現場力でもって課題解決型の企業としてやっていきたいというふうに思っております。

【龍野】 高田さん、主催者の立場からお願いします。



【高田】 青年部としましては、皆さんに最先端のお考えと現段階で取り組まれている事業等をお伝える役割があるのですが、今日、私、ちょっと感じたのは、それをお伝える主催者として、まだまだ勉強不足で、今後は、もっともっと幅広く勉強していかなければと感じました。

それですね、次回のフォーラムは、今日はお三方、

産廃処理業という立場からお話しただいたのですが、もっともっと幅広く見た時は、例えば大学の先生とか、地域の住民の方に誰か代表で出ていただくとか、そういうディスカッションをできればと考えており、ますます進化させて開催いたしますので、今後ともご期待ください。

【龍野】 …折角、パネラーの方々から視座に富んだ貴重なご意見をいただきましたので、この場で纏め、結論を導き出すということは敢えていたしません。本フォーラムで掲げられたテーマは、今後も継続して、多くの方々に、様々な角度から議論していただくべきものと考えています。個人であれ、企業であれ、ごみや環境問題と無関係な存在はありません。会場の皆さんに共通する切実なテーマであるという点を十分にご認識いただいた上、それぞれに思いや考えを巡らせてくださればコーディネータとして幸いです。以上でパネルディスカッションを終わります。本日はありがとうございました。



行政情報

環廃産発第1409052号
平成26年9月5日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

「低濃度P C B含有廃棄物に関する測定方法」の 改訂について（通知）

無害化处理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号から第3号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）の含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度P C B含有廃棄物に関する測定方法（第1版）」（以下「第1版」という。）をとりまとめ、平成25年2月25日付け環廃産発第1302251号本職通知「低濃度P C B含有廃棄物に関するP C B含有量の測定法について（通知）」により通知したところである。

今般、第1版に所要の事項を追記し、※「低濃度P C B含有廃棄物に関する測定方法（第2版）」を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内のP C B廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導方をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※全文は本会HPの行政情報に掲載
<http://www.o-sanpai.or.jp>

別添

低濃度 P C B 含有廃棄物に関する測定方法（第 2 版） 発行の経緯及び主な改訂内容

○第 2 版発行の経緯

平成25年2月に公表した「低濃度 P C B 含有廃棄物に関する測定方法（第 1 版）」では、無害化処理認定施設で受入可能な低濃度 P C B 含有廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、汚泥、金属くず及びコンクリートくず）について、P C B 含有量が5,000mg/kg 以下であることを容易に確認するための測定方法を示した。具体的には、「含有量試験」、「表面拭き取り試験」及び「表面抽出試験」として、P C B を抽出・精製し、分析に供するための試料溶液を作製する方法を記載し、抽出・精製後に得られた試料溶液からの P C B 濃度の測定方法としては、「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（平成 4 年厚生省告示第192号）に示された方法あるいは「絶縁油中の微量 P C B に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）」（平成23年5月）によるとした。実際には簡易測定法マニュアルの簡易定量法により測定が行われることが多いと考えられることから、第 2 版では、これらのうち 9 種の方法について、試料溶液の調製方法及びその留意事項を個別に定めて記載することにした。また、分析精度管理に関する特記事項及び鋼製橋梁等の剥離塗膜くずからの P C B の抽出・精製方法について追記することにした。

○主な改訂の内容

1. 本測定方法において、簡易定量法を適用する場合の分析精度管理に関する基本的な考え方について記載した。
 - ▶ P C B 濃度が高く希釈操作のみで夾雑物の定量に及ぼす悪影響が無視できる場合には精製操作を省略できることとした。
 - ▶ P C B 濃度が低く精製操作が必要な場合には内標準物質を測定用の試料溶液に添加して回収率を求め、精度管理を行うことになるが、その場合の内標準物質の使用方法及び得られた回収率の取扱いに関する留意事項等を適用する簡易定量法ごとに規定した。
2. 種々の低濃度 P C B 含有廃棄物から P C B を抽出して精製し、分析に供するための試料溶液を作製する方法について示した。
 - ▶ 新たに「塗膜くず（含有量試験）」を追加した。
 - ▶ 表面抽出試験において、付着物量（油分）が非常に少ない試料が存在することも明らかになったことから、その際の対応を含めた内容に変更した。
3. P C B を抽出・精製して作製した試料溶液を用いて、9 種の簡易定量法を適用して P C B 濃度を測定する場合の試料溶液の前処理手順及びそのための留意事項について掲載した。
 - ▶ 試料溶液中の P C B 濃度が高い場合には、希釈するだけで（精製操作を行わずに）P C B 濃度を測定できる場合があるため、前処理の手順として、「精製が不要な場合」と「精製が必要な場合」に分け、それぞれについて具体的な操作方法を示した。

行政情報

環廃産発第14091618号
平成26年9月16日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ポリ塩化ビフェニルが使用された廃安定器の分解 又は解体について(通知)

産業廃棄物処理行政の推進については、日頃より御尽力いただいているところである。

さて、今般、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器が廃棄物となったもの（以下「PCB使用廃安定器」という。）の分解又は解体によるPCBの汚染状況等を調査し、その結果を※別添のとおり取りまとめたところであるが、当該調査により、PCB使用廃安定器については、PCBが封入されているコンデンサ以外の部位にもPCBによる汚染が生じていることが明らかとなった。

については、PCB使用廃安定器の適正な処理に当たっては、以下の点に留意するよう、保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 コンデンサ充填材固定型安定器の分解又は解体について

コンデンサ充填材固定型安定器については、高濃度のPCBが封入されているコンデンサ部分のみならず、充填材をはじめとするそれ以外の部分にも高濃度のPCBによる汚染が確認されている。また、分解又は解体作業において、コンデンサ本体を傷付けること又は切断時の振動や充填材削り取り時の外力を加えることで、当該コンデンサの形状及び性状を変化させることにより、高濃度のPCBの漏出又は揮散を生じるおそれがある。さらに、分解又は解体作業は、高濃度のPCBが封入されるコンデンサとそれ以外の部分に分け、後者を高濃度のPCB廃棄物ではないものとして取り扱うことを目的としているが、上記のとおり、後者については依然として高濃度のPCBに汚染されている可能性がある。このような作業は、高濃度のPCB廃棄物を規制の外で流通させ、PCB汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、分解又は解体作業は認めるべきではないこと。

2 コンデンサ外付け型安定器の分解・解体について

コンデンサ外付け型安定器については、コンデンサ充填材固定型安定器とは異なり、高濃度のPCBを封入したコンデンサ以外の部分についてのPCB汚染は概ね5,000mg/kg以下の低

ADMINISTRATION INFORMATION

濃度であると考えられるものの、コンデンサが腐食、膨張するなど形状及び性状に変化が生じている場合は、コンデンサ以外の部分も高濃度のPCBによる汚染が確認されている。したがって、分解又は解体作業を行っても、コンデンサ以外の部分がPCB汚染物であることには変わりなく、当該作業は、コンデンサ充填材固定型安定器と同様に、PCB汚染を拡大させる蓋然性が高いことから、原則、認めるべきではないこと。

ただし、コンデンサの形状及び性状に変化が生じていない場合において、次に定める要件を遵守し、安定器から外付けのコンデンサを取り外すことができる場合であって、かつ、高濃度のPCBを封入したコンデンサと、そのPCBに汚染された可能性があるもののPCB濃度は低濃度であると考えられるコンデンサ以外の部分に分解又は解体できる場合は、この限りではないこと。

(1) 分解又は解体作業の内容

- コンデンサに漏えいや油にじみがなく、当該コンデンサの形状及び性状に変化が生じていないことをあらかじめ確認すること。
- コンデンサに封入された高濃度のPCB及びそのPCBが付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散・流出・揮散しないよう、安全に安定器の金属バンド又はケースを取り外し、リード線切断によりコンデンサを取り出すこと。
- 取り出したコンデンサは高濃度のPCBを含む廃棄物として適正な処理を行うこと。
- コンデンサ以外の部材については、PCB含有量を測定し、PCB濃度に応じて適正な処理を行うこと。

なお、分析試料の代表性の確保については、JIS K0060-1992「産業廃棄物のサンプリング方法」に準じること。

(2) 生活環境保全上の支障を防止するための措置

- 作業による生活環境保全上の支障が生ずるおそれのないように、コンデンサに封入された高濃度のPCB及びそのPCBが付着・含浸したコンデンサ以外の部材が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないよう、必要な措置（床面を不浸透性の材料で覆う、オイルパンを設置する、局所排気装置（活性炭吸着装置付き等）を設置する等）を講ずること。
なお、万一、高濃度のPCBが漏れた場合には、速やかにウエス等で拭き取り、専用の保管容器に収納すること。
- PCB等が人体に触れないよう耐油性ゴム手袋、保護マスク、保護メガネ等適当な保護具を着用すること。

※別添は本会HPの行政情報に掲載

<http://www.o-sanpai.or.jp>

行政情報

国海査第247号
平成26年9月30日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会
会長 石井 邦夫殿

国土交通省海事局
検査測度課長

特殊貨物船舶運送規則の改正に伴う事務手続き等について (国海査第452号(平成22年12月1日付け)の一部改正)

海上人命安全条約(SOLAS条約)に基づく国際海上国体ばら積み貨物規則(IMSBCコード)の2次改正が、平成27年1月1日から発効します。これに伴い、特殊貨物船舶運送規則(特貨則)及び危険物船舶運送及び貯蔵規則(危規則)並びに関連告示を改正し、同日から施行する予定です。

(改正省令の公布本年10月1日予定、改正告示の公布：本年11月下旬見込み)

今般の改正により、液状化物質をばら積みして運送しようとする荷送人について、水分管理手順書を策定し液状化物質の所在地を管轄する地方運輸局長の承認を受けることが義務付けられるとともに、その他所要の改正が行われています。

また、国海査第452号(平成22年12月1日付け)に基づき事前査定を受けた貨物について、改正IMSBCコード附録に掲載された個別貨物の運送要件とともに新たに関連告示に掲載する予定です。

このため、※別紙のとおり国海査第452号を改正し、水分管理手順書の承認申請に関する手続き等を追加する等所要の改正を行いますので通知致します。

お手数ですが、食会御加盟各社殿への周知方よろしくお願いいたします。

※別紙は本会HPの行政情報に掲載
<http://www.o-sanpai.or.jp>

ADMINISTRATION INFORMATION

▶種別A 液状化物質：IMSBCコード掲載のもの

物質名	貨物の説明
水酸化アルミニウム	水酸化アルミニウムは、細かく、湿っぽく、白く(明るい色)、匂いの無い細かい粉末である。水及び有機の液体に対しては不溶性である。
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物(不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む)	精錬/再溶解の処理時に得られた副生成物であり、水又はアルカリ溶液に抽出される水反応性の低い物質。僅かなアンモニア臭がする湿気を帯びた粉末(アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じる副生物(アルミニウムドロス、アルミニウムスキミング、使用済カソード、使用済ポットライナー及びアルミニウム塩スラグを含む。) UN3170には適用されない。)
セメントカッパー	鉍物精鉍は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉍石である。
クリンカアッシュ(湿式)	石炭灰は、石炭火力発電所から排出される。炉の底部から収集される白から黒に至る灰色の無臭の砂様の物質。水分含量はおよそ15~23%で、水に不溶性。
石炭	石炭(瀝青炭及び無煙炭)は、天然の固体で、非結晶質の炭素及び炭化水素により構成される可燃性物質である。
石炭スラリー	石炭スラリーは石炭の細かな粉と水の混合物である。
コークブリーズ	灰色の粉
銅精鉍	鉍物精鉍は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉍石である。
魚(ばら積み)	凍結後の魚のばら積み運送。
螢石(フッ化カルシウム)	黄色、緑色または紫色の結晶。粗い塵埃。
フライアッシュ(湿式)	灰色の粉末。この貨物は、軽い細かく篩い分けされた微粉で、石炭及び油焚発電所から出る残滓と水の混合物(水分は10%以下)である。アンモニア臭がする。
アップグレードイルメナイト	イルメナイト(アップグレード)は、電気アーク炉による岩石や砂状イルメナイトの精錬によって生成される。イルメナイト(アップグレード)は粒状であり、精製の状態により、色は黒(通常グレード)からオレンジ色を帯びた茶色まで異なる。イルメナイト(アップグレード)は、チタンスラグ、チタン鉍石、塩化物スラグ、硫酸塩スラグ、ハイグレード硫酸スラグ、スラグ微粉末の電気精錬又はチタンのスラグとして知られている。
チタン鉄鉍粘土	非常に重い黒色の粘土。研磨性。埃っぽい場合がある。チタン鉄鉍粘土からチタン、珪酸及び酸化鉄がとれる。水分値：10%~20%。
チタン鉄鉍砂[イルメナイトサンド](水分値が2%を超えるもの。)	非常に重い黒色の砂。研磨性。埃っぽい場合がある。チタン鉄鉍砂からチタン、モナザイト及び亜鉛鉍石がとれる。この貨物の種別Cの水分値は1%~2%。水分値が2%を超える場合、この貨物は種別Aに区分される。(この貨物は種別Aに区分される場合とCに区分される場合がある。)
鉄精鉍	鉍物精鉍は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉍石である。
鉄精鉍(ペレットフィード)	鉍物精鉍は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉍石である。
鉄精鉍(シンターフィード)	鉍物精鉍は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉍石である。

行政情報

物質名	貨物の説明
鉛垂鉛焼鉱(混合鉱石)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
鉛垂鉛片刃	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
鉛精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
鉛鉱滓	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
鉛銀精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
マンガン精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
金属硫化精鉱	鉱物精鉱は、無用な鉱物(脈石)を除去し、有用鉱物を濃縮したもの。製造してから時間がたった精鉱は時々塊を含むことがあるが、一般に粒径は小さい。この分類の最も一般的精鉱は、亜鉛精鉱、鉛精鉱、銅精鉱及び低品位の片刃である。
ネフェリン閃長岩(鉱物)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
ニッケル精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
ニッケル鉱	ニッケル鉱石は、異なる色のものがある。様々な粒径や水分値のようにいくつかの種類がある。粘土状の鉱石を含有するものがある。濃縮物の場合は、ニッケル濃縮物を参照。
ピートモス	湿地、ケブス、沼沢、湿原、沼地の表層を採掘したもの。種類には苔ピート、カヤツリグサピート及び草炭がある。物理的性質は有機物、水及び空気の割合、植物の腐敗及び腐敗の程度に依存する。自然な状態で圧搾すると透明または少し色の付いた水がしみ出る非常に繊維質の粘着性の植物の塊から、圧搾しても全くまたは殆ど液が出ない概ね無定型の物質まで、幅がある。
五水和物(天然のもの)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
焼成硫化鉄鉱	塵埃から細粒。焼成硫化鉄は、硫酸の製造または要素金属(銅、鉛、亜鉛等)の回収のための、全ての種類の硫化金属を用いる化学工業から出る残余製品である。残滓の酸性は強く、特に、水か湿った空気があるとpHの値は1.3~2.1になることが良く知られている。
黄鉄鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
硫化灰(鉄分の多いもの)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
硫酸焼鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
砂(重鉱物)	この貨物は、通常2以上の重鉱物砂を混合したもの。これらの砂はかさ密度が大きく、比較的微細な結晶粒径が特徴。研磨材。埃っぽい。

ADMINISTRATION INFORMATION

物質名	貨物の説明
銀・鉛精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
スリグ(鉄鉱石)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
亜鉛・鉛焼鉱(混合鉱)	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
亜鉛・鉛片刃	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
亜鉛精鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
亜鉛焼結鉱	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。
亜鉛澱物	鉱物精鉱は、大量の不要物質を取り除くことにより、有用成分を増やすよう精錬された鉱石である。

▶種別A 液状化物質：国内査定によるもの

物質名	貨物の説明
アルミナ精鉱	使用済み脱硫触媒から有価金属を回収したときの残渣で、主成分はアルミナである。また不溶性のニッケルを含んでいる。色は青緑。
化学石膏 (液状化するおそれのあるもの)	化学石膏は、燐酸液、燐酸肥料、ソーダ灰又はポリ塩化アルミニウムの製造工程で副産物として生成される硫酸カルシウム水和物であり、非水溶性である。この貨物は細かい粉末である。主な用途は石膏ボード、セメント用原料など。
建設土砂(近海運搬用)	この貨物は、建設工事に使用し近海区域を航行運搬することを前提として管理されたもので、陸上にある土砂を掘削したものである。土砂は粘土・砂・礫・採石くず等を含む。
高炉系ダスト (液状化するおそれのあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> この貨物は、高炉による鉄鋼製造工程(高炉、製鋼、焼結等)より発生する酸化鉄を多く含有する煤塵であり、製鉄原料及びセメント原料として使用されている。 この貨物は湿式回収されており、脱水機の設備能力などにより水分値は異なる。 形状は粉状～塊状で、色は黒色～茶褐色である。
水酸化カルシウム(消石灰)	この貨物は白色粉状で、不純物が僅かに含まれるため微かなアンモニア様臭を伴うことがある。水に微溶、アルコールには不溶性である。この貨物は、発塵防止の目的で加湿されている。
鉄鋼スラッジ (液状化するおそれのあるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼製品の圧延工程で使用する工程水の濾過沈殿物、および表面処理工程で使用する薬液などの排水の中和処理や排水浄化処理に伴い発生する沈殿物を、沈降工程などを経て、回収したもの。 沈殿物の性状、設備能力などにより水分管理ができず、液状化の恐れのある貨物である。 生成工程から鉄分を多く含む無機物であり、鉄等の水酸化物を主体とする。 主に製鉄原料、セメント原料などに使用されるほかに、産業廃棄物として埋立処分される。

行政情報

厚生労働省からのお知らせ

すべての都道府県で地域別最低賃金額が改定されました

- すべての都道府県の地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、平成26年10月1日から10月26日までの間に順次効力が発生します。
- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるものです。
- パート、学生のアルバイト、嘱託等といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用されます。
- 労使で合意のもと、最低賃金額より低い賃金を定めても、それは、最低賃金法で無効とされるので、最低賃金額の支払いをしなければならず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰則(50万円以下の罰金)が定められています。
- 貴社の労働者の賃金額が地域別最低賃金額を下回ることはないよう、金額をご確認ください。
- 派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別最低賃金又は特定最低賃金が適用されます。

平成26年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	748	H26. 10. 8	石川	718	H26. 10. 5	岡山	719	H26. 10. 5
青森	679	H26. 10. 24	福井	716	H26. 10. 4	広島	750	H26. 10. 1
岩手	678	H26. 10. 4	山梨	721	H26. 10. 1	山口	715	H26. 10. 1
宮城	710	H26. 10. 16	長野	728	H26. 10. 1	徳島	679	H26. 10. 1
秋田	679	H26. 10. 5	岐阜	738	H26. 10. 1	香川	702	H26. 10. 1
山形	680	H26. 10. 17	静岡	765	H26. 10. 5	愛媛	680	H26. 10. 12
福島	689	H26. 10. 4	愛知	800	H26. 10. 1	高知	677	H26. 10. 26
茨城	729	H26. 10. 4	三重	753	H26. 10. 1	福岡	727	H26. 10. 5
栃木	733	H26. 10. 1	滋賀	746	H26. 10. 9	佐賀	678	H26. 10. 4
群馬	721	H26. 10. 5	京都	789	H26. 10. 22	長崎	677	H26. 10. 1
埼玉	802	H26. 10. 1	大阪	838	H26. 10. 5	熊本	677	H26. 10. 1
千葉	798	H26. 10. 1	兵庫	776	H26. 10. 1	大分	677	H26. 10. 4
東京	888	H26. 10. 1	奈良	724	H26. 10. 3	宮崎	677	H26. 10. 16
神奈川	887	H26. 10. 1	和歌山	715	H26. 10. 17	鹿児島	678	H26. 10. 19
新潟	715	H26. 10. 4	鳥取	677	H26. 10. 8	沖縄	677	H26. 10. 24
富山	728	H26. 10. 1	島根	679	H26. 10. 5			

ADMINISTRATION INFORMATION

環廃対発第1410081号
平成26年10月8日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に
関する法律の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成20年6月19日付け環廃対発第080619001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合であっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成26年1月28日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

行政情報

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成26年1月28日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

ADMINISTRATION INFORMATION

(別添)

平成26年1月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」
- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

行政情報

事務連絡

平成26年10月23日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被疑者の検挙について (情報提供)

日頃より産業廃棄物対策に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

さて、今般、警視庁より廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の違反事例について、別添のとおり情報提供がありましたので、周知いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）において、土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）に伴い生ずる廃棄物（以下「建設系廃棄物」という。）の処理責任を明確化しました。これは、建設系廃棄物の排出事業者責任を明確にし、廃棄物処理に係る適正かつ効率的な行政運営によりその適正処理を確保し、ひいては生活環境の保全に資するため、建設系廃棄物については、解体工事等の個別の工事の作業を担当している下請負人ではなく、当該工事を発注者から直接請け負い、その全体を掌握して総括的に指揮監督・管理している元請業者が排出事業者として処理責任を負うこととしたものです。

当該法の趣旨を踏まえ、貴職におかれましては、今般の事案も参考に、自区域内の建設業者等の事業者に対する建設系廃棄物の処理に係る指導徹底及び建設廃棄物の不適正処理の防止等に努めていただきますよう改めてお願いいたします。また、本事案につきまして、関係団体や貴自治体内の関係部局に対して貴職より周知をお願い申し上げます。

【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 西川、香田

電 話：03-3581-3351（内線6878）

F A X：03-3593-8264

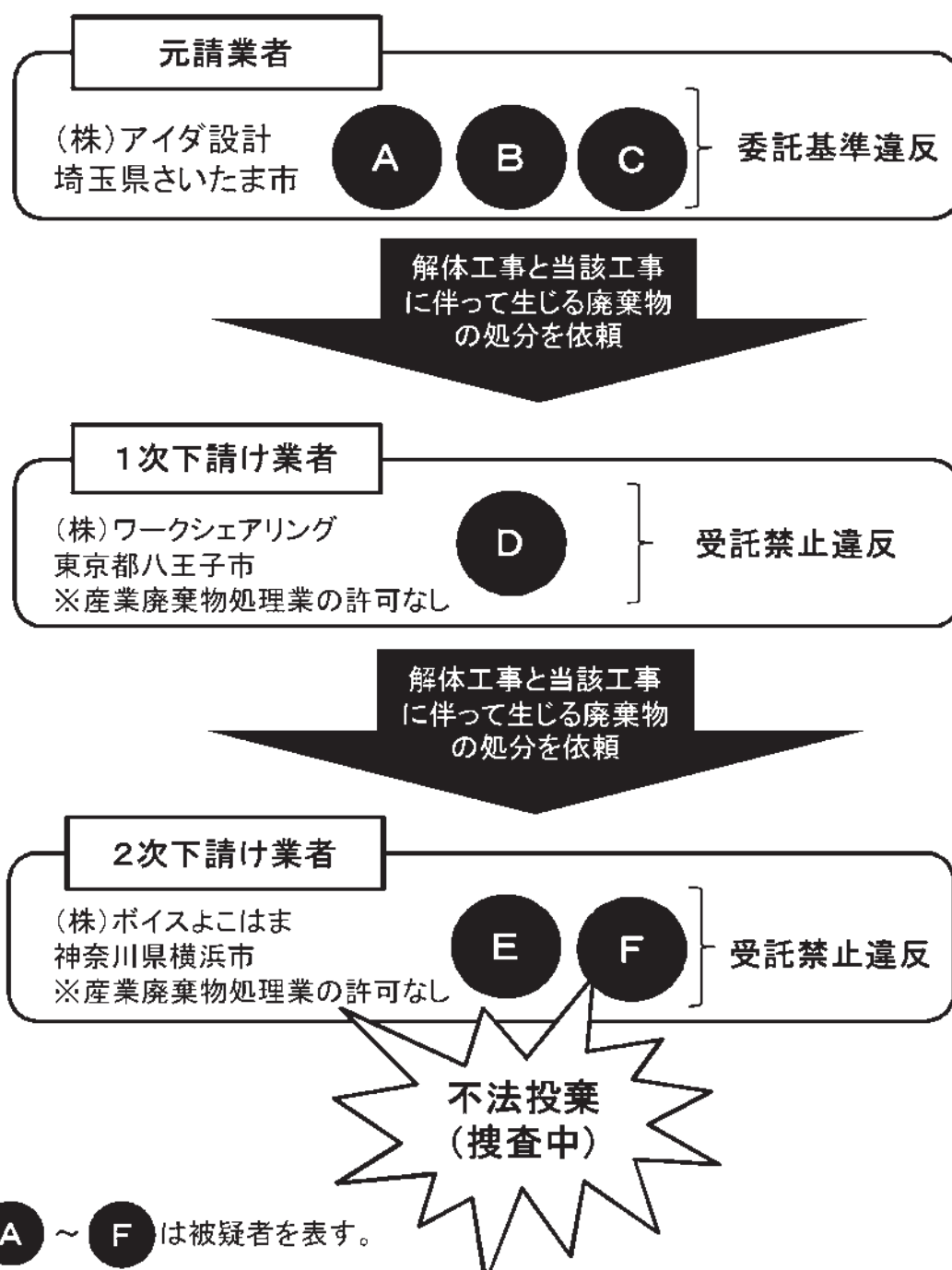
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

(参考)

平成26年10月
環境省

廃棄物処理法違反による事件概要



行政情報

ADMINISTRATION INFORMATION

環境対発第1410297号
 環境産発第1410292号
 平成26年10月29日

各都道府県知事・各政令市市長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

廃棄物処理におけるエボラ出血熱対策について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、西アフリカで感染が拡大しているエボラ出血熱について、世界保健機関が国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態であることを宣言し、その後も感染が更に拡大している現下の状況に鑑み、政府においても、エボラ出血熱対策関係閣僚会議及びエボラ出血熱に関する関係省庁対策会議を設置し、海外で邦人の感染が確認された場合及び国内で感染が確認された場合に備えるとともに、それらの感染が確認された場合に適切に対応するなど、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって対応することとしております。

エボラウイルスを始めとする感染及び感染のおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成24年5月）（以下、「マニュアル」という。）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）を環境省で策定し、適正な処理の確保をお願いしているところであります。貴連合会におかれても、これらの廃棄物の適切な処理の確保のため、必要な措置の実施に努めるとともに、主として運搬時、処分時において作業員への感染防止に万全を期すよう貴連合会会員に周知徹底をお願いします。

参 考

- ・国立感染症研究所ホームページより

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/342-ebola-intro.html>

○感染経路

エボラウイルス病は感染したヒトまたは動物の血液などの体液と直接接触した場合に感染の危険が生じる。ヒトへの感染の発端が、アフリカでは熱帯雨林の中で発見された、感染して発症または死亡した野生動物(チンパンジー、ゴリラ、オオコウモリ、サル、レイヨウ、ヤマアラシなど)をヒトが触れたことによると示唆される事例が報告されている。その後、感染したヒトの血液、分泌物、臓器、その他の体液に、創傷のある皮膚や粘膜を介して直接的接触することにより、またはそのような体液で汚染された環境への間接的接触でヒト-ヒト感染が起こる。

○症状・潜伏期間

エボラウイルス病の最も一般的な症状は、突然の発熱、強い脱力感、筋肉痛、頭痛、喉の痛みなどに始まり、その後、嘔吐、下痢、発疹、肝機能および腎機能の異常、さらに症状が増悪すると出血傾向となる。潜伏期間は2日から最長3週間といわれており、汚染注射器を通した感染では短く、接触感染では長くなる。

- ・「エボラ出血熱について」（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

新規入会会員紹介

正会員

大道興業株式会社

代表者	道野 義 広
住 所	〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町3-42-10
電話番号	06-6706-1212
FAX 番号	06-6709-2525
業務内容	収集運搬業

飯田環境株式会社

代表者	土 橋 一 三
住 所	〒574-0011 大東市北条3-16-18-101
電話番号	072-863-0002
FAX 番号	072-863-0055
業務内容	産業廃棄物に関するコンサルタント業

興栄ケミカル株式会社

代表者	山 下 興 益
住 所	〒566-0074 摂津市東一津屋10-4
電話番号	06-6340-5561
FAX 番号	06-6340-5562
業務内容	収集運搬業 中間処理業

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成26年9月～平成26年11月）の概要を紹介します。

大阪府感謝状贈呈式

日時：平成26年9月1日(月曜日) 15時00分
場所：大阪府公館／大サロン
受贈理由：小学生向け環境学習パンフレット作成費用負担に対して



前列の左から2番目が本会の松田専務理事

廃棄物不適正処理巡視事業

日時：平成26年9月16日(火曜日) 9時20分
場所：大阪市方面
参画者：浜野 雅浩（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）
内海 浩子（事務局業務担当）

日時：平成26年10月27日(月曜日) 9時20分
場所：南河内方面
参画者：上出 広幸（収集運搬部会員）
尾崎 正孝（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）

日時：平成26年11月11日(火曜日) 9時20分
場所：北河内方面

参画者：奥野 健治（収集運搬副部長）
片渕 則人（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）

徳島県産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会

日時：平成26年10月7日(火曜日) 10時00分
場所：徳島県JA会館2階／JA大ホール
講師：龍野 浩一（事務局次長）

全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日時：平成26年10月8日(水曜日) 15時00分
場所：ホテルオークラ神戸／メイフェアの間
議題：大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議（連絡）会設置要綱について、他
参画者：國中 賢吉（会長）
浜野 廣美（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼専務理事）
田中 千議（事務局事業主任）

先進事例調査

日にち：平成26年10月10日(金曜日)
場所：あきたエコタウンセンター
詳細は本紙44ページから47ページ



第4回大阪マラソン・チャレンジラン (廃棄物の処理協力)

日にち：平成26年10月26日(日曜日)
 場 所：スタート：大阪城公園
 ゴール：インテックス大阪
 協 力：合同衛生(株)
 (株)さつき
 (有)新垣商店
 (株)大恵
 (株)大建工業所
 (株)布施興業
 (株)マルサン



3,366kgの産廃処理をボランティアで協力！

環境衛生功労者知事表彰

日 時：平成26年11月5日(水曜日) 10時30分
 場 所：エル・おおさか2階／エル・シアター
 受賞者：奥野 健治（収集運搬副部長）



左から奥野健治氏、國中賢吉会長

循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰

日 時：平成26年11月7日(金曜日) 13時45分
 場 所：ホテルメトロポリタン盛岡／メトロポリ
 タンホール
 受賞者：赤澤 健一（理事）



赤澤健一理事

施設見学会

日 時：平成26年11月14日(金曜日) 11時00分
 場 所：キリンビール滋賀工場
 参加者：33名



その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。

事 業 案 内

Business Prospectus

①産業廃棄物処理業における リスクアセスメント推進研修会

日 時：平成27年1月22日(木曜日)
13時30分～16時40分
場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22
大江ビル13階
定 員：100名(予定)
参加費：会 員 無料
非会員 お一人につき2,000円
(テキスト代・税込)

②第2回産廃塾

日 時：平成27年2月頃予定
13時30分～17時00分
場 所：本会会議室
大阪府中央区農人橋1-1-22
大江ビル3階
定 員：20名(予定)
参加費：会 員 無料
非会員 お一人につき2,000円
(テキスト代・税込)

③廃棄物収集作業向上研修会

日にち：平成27年3月6日(金曜日)
場 所：大阪府中央区農人橋1-1-22
大江ビル13階
定 員：30名(予定)
参加費：会 員 無料
非会員 お一人につき2,000円
(テキスト代・税込)

①②③の詳細及び申込方法が決まり次第、FAX通信(会員のみ)及び本会HPでご案内いたします。



「電子マニフェスト操作講習会」のご案内

環境省からの受託事業により、電子マニフェストシステムの実際の画面を使用し、基本的な操作方法を習得できる講習会を開催します。



対 象

排出事業者及び収集運搬業者、処分業者のマニフェスト業務の実務担当者等

開催日時・会場

地域	会場	日程	時間	定員
宮城県	NAVIS 仙台市宮城野区福岡5-12-55	平成27年2月13日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	30
東京都	ラーニングスクエア新橋 港区新橋4-21-3 新橋東急ビル 5F	平成27年1月13日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	24
		平成27年2月17日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	24
愛知県	WORK/パソコンスクール 名古屋市中区名駅3-4-9 三叠ビル3F	平成26年12月5日	14:30～16:30	25
		平成27年2月20日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	25
大阪府	PCカレッジ東梅田校 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル2F	平成27年1月27日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	30
		平成27年2月4日	14:00～16:00	30
兵庫県	noa 神戸・三宮校 神戸市中央区三宮町1-3-15 京町筋安田ビル2F	平成27年2月5日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	20
福岡県	福岡システムLSIカレッジ 福岡市早良区百道浜3-8-33 2F	平成27年1月23日	①10:00～12:00 ②14:00～16:00	30

※10分前から受付を開始します。

※車でのご来場は、ご遠慮願います。

説明内容

- ・ 排出事業者の操作（新規登録）・収集運搬業者の操作（運搬終了報告）
- ・ 処分業者の操作（処分終了報告）・共通の操作（マニフェスト情報照会など）

参加費用

無料。参加者1名様ごとにパソコンを用意しております。

申込み先

情報処理センターホームページよりお申し込みください。

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

申込み受付は、定員になり次第締め切らせていただきます。



【問合せ先】
JWNET サポートセンター
TEL : 0800-800-9023

平成 26 年 10 月 21 日

CSRの
重要なツール
電子マニフェスト

「電子マニフェスト研修会」のご案内

環境省からの受託事業により、電子マニフェストシステムの概要及び既に電子マニフェストを導入された排出事業者の運用事例を紹介する研修会を開催します。

廃棄物に係る担当の方をはじめ、CSR推進担当の方も是非ご参加ください。

主催 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター

開催次第

1. 開催の挨拶 (5分)
2. 産業廃棄物管理票交付等状況報告について (仮題) (10分)
行政担当者 (予定)
3. 電子マニフェストシステムの仕組みと運用 (40分)
(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター
4. 電子マニフェスト運用事例発表 1 (20分)
電子マニフェスト運用事例発表 2 (20分)

開催日時・運用事例発表者・会場

開催地	開催日時	運用事例発表者	会場名・住所
愛知	12月5日(金) 10:00~12:00	事例1:建設業(予定) 事例2:小売業(予定)	(株)アイ.エム.ワイ 名古屋市東区葵3-7-14 4F
東京	1月29日(木) 14:00~16:00	事例1:建設業(予定) 事例2:処理業(予定)	AP東京八重洲通り 中央区京橋1-10-7 KPP 八重洲ビル 13F
大阪	2月10日(火) 14:00~16:00	事例1:製造業(予定) 事例2:処理業(予定)	大阪商工会議所 大阪市中央区本町橋2-8 B1A

※開催の20分前より受付をいたします。
※車でのご来場はご遠慮ください。

定員 : 各会場100名

参加費 : 無料

【申込み方法】

JWセンターホームページからお申込みいただけます。

JWNETホーム>イベント (<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/event/index.html>) より

お申込できます。なお、定員に達し次第締め切りとなりますので、お早めにお申込みください。

JWNET or 電子マニフェスト

検索

問合せ先

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター
サポートセンター 0800-800-9023

入会のご案内

本会は、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止、資源循環等の取組みを促進する団体としては、大阪府域で唯一の公益法人であり、日々、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、循環型社会の形成及び地球環境保全等に資する事業を中心に活動しています。

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR（企業の社会的責任）が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

以上の事業に賛同し、又は援助しようと考えられる方は、是非、入会くださるよう、お願い申し上げます。

お問合せ先（公社）大阪府産業廃棄物協会 電話番号 06-6943-4016

廃棄物処理先進事例調査

平成26年10月10日(金) 13:00より本会再生処分部会の先進事例調査事業として秋田県鹿角郡小坂町にあるあきたエコタウンセンターを訪問し、「センター概要→小坂製錬株式会社→グリーンフィル小坂株式会社→オートリサイクル秋田株式会社」という順で丁寧かつ詳細な説明を受けました。

第11回 あきたエコタウンセンター

URL : <http://www.akita-ecotown.com/>
秋田県鹿角郡小坂町字古館9-3

■センター概要

平成21年4月1日、一般財団法人秋田県資源技術開発機構（平成2年11月28日秋田県知事が設立認可／基本財産4億3700万円うち秋田県出損金2億1000万円）による普及啓発事業として、秋田県北部を中心とした環境・リサイクル産業のPRと環境教育の推進を図ることを目的に金属鉱業研修技術センター内に設置。センター内には環境・リサイクルについてのパネル展示室やDVDの視聴ができる環境学習のための研修室等がある。パネル展示室では、秋田県の鉱山の歴史や自然環境、現在のリサイクルへの取り組み、環境・リサイクルの技術等を分かりやすく説明するパネルや過去に鉱山から採れた鉱石、リサイクルされた金属等を展示している。

また、秋田県北部エコタウン（小坂地区・大館地区）において環境・リサイクルに取り組む企業等への見学申込みの窓口にもなっている。



【エコタウンとは？】

ゼロ・エミッション構想（産業から出る全ての廃棄物を他の分野の原料として活用し、廃棄物をゼロにすることを目指す構想）を基本とした、自然にやさしい環境と調和したまちづくりが進められている地域のこと。現在、全国には26地域のエコタウンがあり、秋田県でも県北部（鹿角、大館、北秋田、能代、山本地域）の4市4町1村がエコタウンとして国から承認されており（平成11年11月12日付け通商産業大臣・厚生大臣 秋田県北部エコタウン計画〔環境と調和したまちづくり計画〕／平成16年10月7日経済産業省・環境省 変更計画承認）、①廃棄物の発生抑制・減量化と再資源化、②鉱業関連基盤を活用した新しい産業の創出、③地域産業の連携によ



る新しい資源循環型産業の創出、④新エネルギー産業の導入の4つをコンセプトとして進められている。

秋田県の北部には、製錬が難しい「黒鉛」と呼ばれる複雑硫化鉛を処理していた世界でもトップクラスの技術を持つ小坂製錬所があり、現在はその技術を活用した金属リサイクルの事業が取り組まれているが、



その他にも林業や農業から出る廃棄物の処理も取り組まれており、資源循環型の新しい地域産業を生み出しながら、環境と調和したまちづくりが進められている。具体的には、鉛山関連基盤を活用した家電リサイクル事業・リサイクル製錬拠点形成事業、廃木材や廃プラスチックを活用した新材製造事業、鶏糞や生ゴミを原料とするコンポストセンター整備事業、びん・缶・ペットボトル等の分別回収を行うリサイクルプラザ整備事業、24基の風力発電施設が稼働する大規模風力発電事業、石炭灰や廃プラスチックを混練・成型する二次製品製造事業が展開されている。

■小坂製錬株式会社

所在地	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉛山字尾樽部60-1
創業	明治17年9月（藤田組）
設立	平成元年10月
資本金	47億円（DOWAグループ100%）
代表者	代表取締役社長 光根 裕
従業員	311名



創業以来、約120年にわたって多くの金属を生産。

現在はその原料の殆どを「都市鉛山」からのリサイクル原料に転換し、秋田県北部における金属リサイクルネットワークの中心的な役割を担っている。

平成19年には、従来の鉛石処理を前提とした「自溶炉」に比べ、リサイクル原料への対応力を飛躍的に高めた「TSL炉」（右写真）と呼ばれる新型製錬炉を完成させ、本格的にリサイクル製錬所としての道を歩み始めた。製造フローも一部変更し、金、銀、銅、鉛を始めとする貴金属やベースメタルから、ビスマス、ガリウム、インジウム等のレアメタルに至るまで、変動する原料ソースに柔軟に対応しつつ、効率よく各種金属を回収。特に銀とビスマスの生産量は国内トップである。平成23年には銅電解液中からニッケルの回収を、平成24年には鉛製錬工程の一部から錫とアンチモンの回収を開始した。なお、以上のような希少価値が高い金属を扱っていることや高度な金属製錬技術が集積されていることから、セキュリティ上、原料ヤードの位置等について一般公開はなされていないとのことである。



【年間生産量】

- 金（6トン） ○銀（500トン） ○銅（10,000トン） ○鉛（25,000トン） ○錫（700トン）
- アンチモン（500トン） ○ビスマス（200トン）

■グリーンフィル小坂株式会社

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部60-1
(管理棟 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢96-29)

設立 平成18年7月(小坂製錬株式会社から独立)

【許可取得経緯】

平成13年11月 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設設置許可(秋田県)

平成16年11月 一般廃棄物処分業許可(鹿角広域行政組合)

平成16年12月 産業廃棄物処分業許可(秋田県)

平成17年01月 小坂製錬株式会社の一事業部門として最終処分場運営開始

資本金 1億円

代表者 代表取締役社長 目時 秀一

従業員 17名

秋田県内外の焼却灰(一般廃棄物・産業廃棄物)を受け入れる管理型最終処分場(右写真)を運営。埋立面積9.14ヘクタール、埋立容量270万立方メートル(東京ドームの2.2倍)で民間企業の施設としては日本最大級である。

底面部は粘土層の地質を利用してその上に遮水シート(合成ゴム)を置き、斜面部は遮水シート(合成ゴム)を二重に置く二重構造により水が漏れるのを完全に防ぐ。なお浸出物は、水処理施設で完全無害化処理を行い、環境に戻す。また、いつ?どこに?何を?どれだけ?埋め立てたのかGPSにより管理する等、最先端の安全システムを導入している。



■オートリサイクル秋田株式会社

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢96

設立 平成19年1月

資本金 1億円(DOWAエコシステム株式会社60%、小坂製錬株式会社10%、株式会社啓愛社30%)

代表者 代表取締役 徳永 英治

従業員 11名

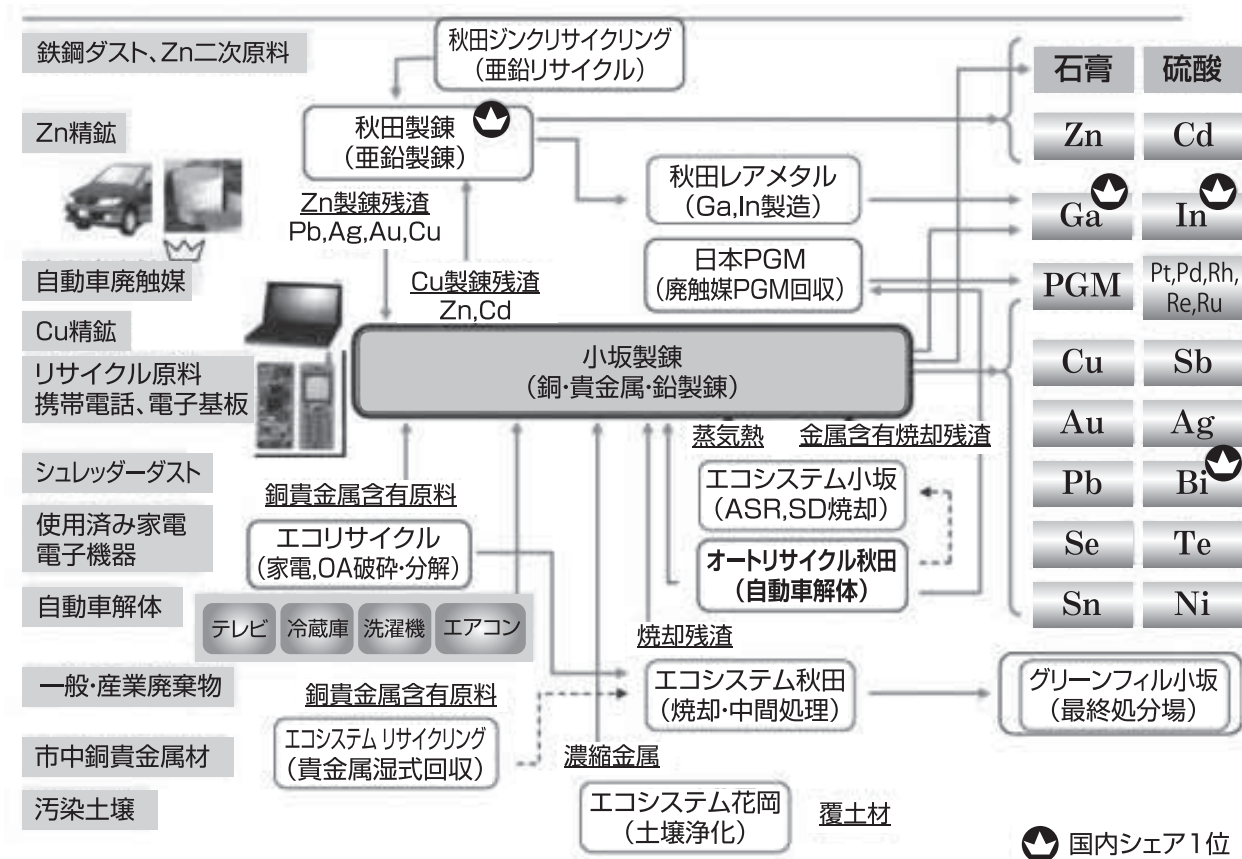


使用済み自動車からドアやフェンダー、バンパー、ボンネット、エンジン等、中古部品として再利用できるものを取り外し、基板類や触媒、鉛バッテリー、タイヤホイールについては、グループ会社の株式会社日本ピージーエムや小坂製錬株式会社等で資源として回収している。

【株式会社日本ピージーエム】

高回収率・無公害化の「ROSEプロセス」により、自動車排ガス浄化等の触媒として用いられている白金族メタルをリサイクルしている。





(出典 情報提供サイト『DOWAエコジャーナル』)

■まとめ

秋田県エコタウン計画の中核となる事業を小坂製錬株式会社が担っていることは明らかですが、その他の企業のリサイクル施設も密接に繋がり、これらが地域全体の一大リサイクルネットワークを形成していることもまた理解できます（上フロー図）。

他地域にあるエコタウンとの比較で言えば、一般にある「工業団地」のような位置付けではなく、当地の歴史・観光や地域産業とも密接に結び付いたものとなっており、企業間の連携も活発で一体性がある点に特質があります。

採算性や技術面で、環境と経済は相反することが多いと言われますが、ここは環境と地域経済がバランスよく両立している成功例ではないでしょうか。つまり、環境への取組みにより、地域に雇用が生まれ、経済が活性化しながら、それでいて資源循環が促進されているということです。

関西においても、企業間で業務提携し、リサイクルループを形成するような事業は、近年増加傾向にあります。以上のスキームは、今後、新たに環境事業計画を検討する際に、大いに参考になるものと感じました。

(文責：吉村 太郎)



Member	会社名			株式会社さつき	
会員紹介	住所		大阪市大正区鶴町4丁目12番27号		
	代表者名	梶 月 篤	代表者役職	代表取締役	
Information	従業員数	57名	会社設立日	昭和49年5月	

H I S T O R Y



代表取締役

梶 月

篤

インタビュー

本 社：大阪市大正区鶴町4丁目12番27号
 事業内容：製紙原料の収集及び販売、非鉄金属・スクラップの回収及び販売
 廃棄物の再生事業、古物の収集及び販売、加工紙の収集及び販売
 一般貨物自動車運送事業、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中
 間処理業
 自動車の修理及び販売、損害保険代理業
 URL <http://www.eco-satsuki.jp/>
 E-mail marimo@eco-satsuki.jp

沿革

- 昭和49年 5月 大阪市西淀川区にさつき商店を創業
- 昭和60年 6月 取扱量の増大にともない大阪市大正区に移転
- 平成 8年 3月 株式会社さつきに改組
- 平成16年 4月 大正区鶴町に工場を設立
50トンスケール、大型ベラーマシン2基、古紙選別コンベアライン、機密書類処理システムを導入
- 平成16年 7月 一般貨物自動車運送事業許可取得
- 平成18年 1月 ノーマライゼーションの精神の元に障がい者、高齢者の方々の自立支援の取り組みを開始
- 平成19年 5月 ISO14001：2004 認証取得
- 平成19年 6月 産業廃棄物処分業許可取得、大型破碎機、減容機導入
- 平成20年 8月 電子マニフェストの取り組み開始
- 平成20年10月 機密書類溶解処理システム導入
- 平成21年 1月 プライバシーマーク付与認証取得
- 平成21年 6月 発泡スチロールペレット化システムを導入
- 平成22年 8月 大阪市の資源ごみ受入体制強化の為、資源ごみリサイクルラインを導入
- 平成22年 9月 従業員同士の意思疎通を図る為、「まりも通信」を月1回発行
- 平成24年 7月 大阪市産業廃棄物処分業優良認定取得
- 平成24年12月 デマンド監視装置システム導入
- 平成25年 3月 消火水槽及び動力消防ポンプを設置



デマンド監視装置



消火水槽及び動力消防ポンプ

I N T E R V I E W

環境と経済が両立した「循環型社会」を目指して… 産業廃棄物、再生資源、機密書類のリサイクルを推進！

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まず、事業内容について教えていただけますか。

本日はお忙しいところ、ありがとうございます。まず、事業内容について教えていただけますか。

現在、弊社では“再生資源、産業廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業”が事業内容の3本柱となっていますが、元々は古紙の回収を専門にしていました。最初はもっぱら物として古紙に特化した仕事をしておりましたが、お客様から数々の相談事を受けて対応しているうちに、結果として「産業廃棄物処分業（破碎、減容固化）と産業廃棄物収集運搬業」の許可を取得することとなりました。



今では、取扱品目も増え、再生資源に関しては「古紙、金属くず、空き瓶、古繊維、廃プラスチック類」、破碎は「廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず」、減容固化は「廃プラスチック類（発泡スチロールに限る）」、収集運搬は「汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃油、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、がれき類」を扱っています。

産業廃棄物の許可の取得や取扱品目の増加とともに事業範囲も拡大し、今は本社工場と「まりも溶解所、阪急・阪神リサイクルセンター、大丸エコセンター」で事業展開しています。

●本社以外に3ヵ所の事業所をお持ちということですが、それぞれどのような事業をなさっているのですか。

本社工場では会社全体の管理以外に産業廃棄物の中間処理（破碎と減容固化）と古紙をはじめとする再生資源を取り扱っています。

まりも溶解所は本社工場の近くにあるのですが、ここでは機密書類を溶解してその後その原料を元にトイレ用ペーパーを作っています。ここは、障がい者・高齢者の方々の自立を支援することで、私たちが目指している循環型リサイクルを構築しようと考えてスタートした施設です。ノーマライゼーションの精神の元、リサイクルに関する業務の一端を、障がい者や高齢者に担って頂くことで、私たちの目指す資源循環の構築につなげていきたいと考えています。

なお、機密書類処理システムは平成16年から導入し、平成20年には抹消率レベル7の溶解処理システムも導入しています。平成21年にはプライバシーマーク付与認証取得もしておりますので、個人情報保護への意識の高まりが大きい今、安心してお任せいただけるよう、体制を整えています。

阪急・阪神リサイクルセンター、大丸エコセンターは、リサイクル作業所として、デパートで発生した各種廃棄物の処理を行っています。



I N T E R V I E W

地元と共存共栄無くして企業の成長はありえない 地元の人達に愛される企業を目指して

- 元々は古紙の扱いからスタートして、平成19年に産業廃棄物処理業に参入されたのですね。脱サラしてこの業界に仲間入りしました。

元々金融関係の仕事をしていました。当時担当していました優良取引先の中に古紙問屋を営んでおられた会社があり色々仕事や創業時からの苦労話を聞かせてもらっている中で、事業としての興味を持ちました。私事情で脱サラした時、ちゅうちょなく決断し古紙業界へのスタートを切りました。当初一人でのスタートでしたが、得意先様に恵まれ2人3人と仲間も増え平成19年から産業廃棄物処理業への参入などもあり、今は“何よりも元気で明るく挨拶できる人”にふさわしい57名の宝と日々奮闘しています。



騒音防止

- 先ほど、ノーマライゼーションのお話をさせていただきましたが、社会貢献活動に力を入れておられるようですね。

今、我々に求められていることは、環境と「人・地域・未来・循環型リサイクル」が共に損なわれることのない取り組みではないでしょうか。そのために何ができるのかを考えた一つが、心身障がい者の方々や高齢者の自立支援のための仕事作りや高齢者の方々の積極雇用への取り組みでした。

高齢者雇用に関してですが、定年制度は設けず和力、気力、体力の限界を自覚なり会社に判断されるまでは、仕事を続けていけるようにしています。

また、縁あって当社で働いてもらっている方の中には、かつて、当社にアルミ缶を持ち込んでいた方もおります。



騒音測定

- 金融という異業種から今の業界に参入されたとのことでしたが、当時の業界はどのようなものでしたか。

参入したころの業界の方々に対する印象を思い起こしても、特に何か意識したことはありません。当時は、人の倍働けば倍もらえる時代で、ある意味では良い時代だったのかもしれませんが。

私が今の仕事を始めた当時は、大量生産、大量消費の経済最優先で環境対策は後回しの時代で、我々の業界は軽んじられ、イメージが良いものではありませんでした。しかしながら、その後、環境対策が重要視されるようになるのに伴って、我々の業界も一目置かれる立場になり、イメージは良くなってきましたが、まだまだ不十分だと思っています。

今、大阪市の紙ごみの搬入規制に伴い、我々のような古紙問屋に持ち込まれる量が激増していますが、残念ながら全く資源とは関係のないものが入られていたりするケースは後を絶ちません。どうせ、ゴミ屋に出すものだからというような思いが一部の市民又、回集する行政側にあるのかもしれませんが。そのようなケースを放置していると、分別せずに出しても構わないという認識が浸透してしまいます。当社は、分別がされていない場合などがあれば、お話をさせていただきますが、諸事情あるのでしょうか、文句も言わず受け取っている業者もおられるようです。まだまだ、業界の体質の改善が必要です。



消防訓練



定期応募安全衛生標語

I N T E R V I E W

●数々のご苦勞を乗り越えて、ここまで大きくなられたようですが、その一番の秘訣は何だと思われますか。

古紙回収からスタートし、今では、古紙・金属くず・空き瓶・古繊維・廃プラスチック類の再生から、産業廃棄物処分業（破碎、減容固化）まで手掛けられるようになりましたが、これまで特に、会社を大きくしようと考えて事業をしてきたことはありません。（その頭もありませんから）弊社は創業時から一貫して、「お客様の困りごとの解決のお手伝いをする」ということを大切にきて来たから、どうにか今の姿に繋がっていると思います。

今日までやってこれているのは、得意先様や周りの住民の方々や従業員に恵まれた結果であると思っています。



工場見学



場内混雑緩和

処分業から削減業へ！

リサイクル会社が取組んだ産業廃棄物処理会社です

●廃棄物の再生事業に力を入れておられるようですが、「これだけは誰にも負けない！」というような業務は何ですか？

「我々が行っているのは、産業廃棄物処理業ではなく削減業だ」という認識の下、お客様が抱えていらっしゃる廃棄物の問題解決のお手伝いをして参りました。特に、これが自分たちの得意分野だと思って、それを元に営業をするといったことはしておりません。自分たちが出来ることはして、出来ないことは他社を紹介するといったことをして問題解決のお手伝いをしています。

「これだけは誰にも負けないことは何ですか？」という質問に答えることは難しいですが、一つ言えることは「削減業として、創業以来積み重ねてきた経験に基づくノウハウ」ではないでしょうか。

今後は、廃棄物だけに留まらず、環境という大きな枠組みの中でコスト削減などが求められる時代になると思います。そのような時代の下、更に高度になっていくお客様のご要望に応えられるよう、会社も人もレベルアップしていかなければなりませんね。



ゴミの発生率0%



月間社内報 まりも通信

未来の子どもたちのために、今何ができるのだろうか…

トレードマーク“まりも”に込めた思い

●産廃処理業を経営されていて、景気等の経済的状況はどのように感じられますか。

我々を取り巻く景気は、特に関西は悪いような気がします。三重から北は良いような気がします…
当社は、国内での廃棄物の資源循環を支えることを使命に感じ、国内メーカーを最優先で、輸出の話が来てもお断りしています。

今後、経済状況が目まぐるしく変わっていくとは思いますが、景気が悪いと感じる我々の業界を取り巻く状況を冷静に見つめ直さなければならないと思います。例えば、諸外国の中には新聞原紙の生産量が激減しているようですが、それは景気が悪いだけでなく、新聞を紙で読まない時代になってきたからとも言われています。この先、どのような時代になるのかわかりませんが、時代のニーズに応じて事業内容を見直していくことが大切ですね。

I N T E R V I E W

●この先、お仕事をしていく上で大切にしていきたいことは何だと思えますか。

この先、廃棄物処理業を続けていく上では「従業員のスキルアップ、地域貢献、環境教育」この3つが大切であると考えています。

従業員のスキルアップに関しては、社内テストや従業員が仕事上、必要だと思う資格等があれば、その取得のためのバックアップ等を行っています。特に、現場でお客様と最初に接するドライバーについては、自分の会社ではどこまでできるのか即答できなくては困りますので、社内テストで100点を取れるまで何度も受けてもらうなどしています。それと従業員の福利厚生の充実・労働条件の向上に努めています。

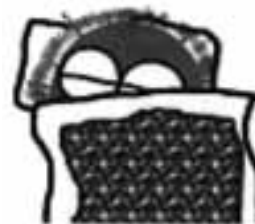
地域貢献に関しては、月一回の町内会の掃除のとき当社従業員もごみ拾いにボランティアで参加し、当社は集めたごみを運ぶ車を出し、祭りのときは、地元鶴町の布団神輿をお宮まで運ぶための車も提供するなど、当社で役立つのであれば、協力は惜しみません。

環境教育に関しては、地域の子供たち対象に工場見学に来てもらい、リサイクルの現場を見てもらったり絵本を配布したりしています。

以上のような事をしていますが、廃棄物処理の理解及び大切さを知ってもらうためには、ソフト面の充実だと思っています。本日お越しいただいた時に、工場や車両など至る所で目に付いたかとおもいますが、「まりものひるね」というキャッチフレーズとまりもの絵が目についたかと思います。これは、環境保全を大切にしていきたいという我々の理念を込めているのですが、最初の頃は馬鹿にされたこともありまして。「こんなことに金を掛けるなら施設に投資した方がいいのに…」というようなことを言われたこともありまして。しかし、このような取り組みもあったからこそ、地域に受け入れていただき、ここまでのお仕事をさせていただくことができたわけではないでしょうか。



絵本を通じた環境教育
さっちゃん和マリモのマーくん



まりものひるね

●最後に、社長の夢をお聞かせいただけますか。

私の夢は、「会社を存続させ、そこで働いている従業員、取引先の方達が幸せになって欲しい…」ということです。

従業員、取引先、周辺住民の方々との出会い。そのすべてがあってこそ会社だと思えます。皆が幸せになれる会社を目指していくためにも、この先、如何に会社が生き残っていくためには、これまでの事業内容を根本から見つめ直す等、大幅な事業転換も検討しなければならぬのかもしれないかも。



前列右から
 梶月篤様(代表取締役)、高野純様(専務取締役)、
 坂田克之様(運搬部課長)、奥原修司様(リサイクル部)
 後列右から
 真鍋信市様(環境管理室長)、原拓史様(営業部長)
 取材ではお世話になりました。



さつきまどか 作

INTERVIEW

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)



坂田 克之
運搬部 課長

入社して6年目になり、今は運搬部リーダーとして10名ほどのスタッフとともに、日々、廃棄物のリサイクルを目指して仕事をしています。

廃棄物を扱う仕事には危険なことが多いため、毎日が緊張の連続ですが、一日の仕事を終え、スタッフに何事もなく帰っていく姿を見るとホッとします。また、ドライバーが予定時間より早く帰ってきて「今日の仕事はスムーズに出来たんだなあ」と感じた時のうれしさは一番ですね。

これからも、お客さんから「さつきに任せて良かった。ありがとう」と言って頂けるよう、業務に専念していきます。



奥原 修司
リサイクル部

今年の3月に入社しました。まだまだ分からないことが多いですが、周りの方に教えてもらいながら業務に専念しています。

ハローワークで今の仕事を見つけて入社しました。最初は「単純作業の繰り返し」のような仕事を想像していましたが、いざ入社してみると、全く違って勉強の毎日です。初めて、目の前に廃棄物がボンとおかれたときは、何をしたら良いのか分からず見ていたのですが、すぐに先輩たちが出てきて、手際よく片付けている光景は、とても印象的でした。そのようなことが早くできるようになりたいですね。今の仕事の成果は、部外の方々からはなかなか実感して頂けない部分もあるかと思いますが、社会的意義が大きい仕事だと思っています。

会社から
の一言

今回、2名の従業員を紹介させていただきますが、坂田は「後輩の面倒見、お客様に対する対応」などを見ても本当に素晴らしく、この先、我が社を支えるには欠かせないスタッフの一名です。また、決断力もあるため安心して業務を任せられる人物です。そのような彼なので後輩からは慕われ、上司からは絶大な信頼を寄せています。

奥原は、今年の3月に入ったばかりのニューフェイスですが、仕事に対して前向き、丁寧、真面目な姿が好印象な期待の新人です。また、挨拶が素晴らしく、彼がいると社内の雰囲気がグッと良く、彼のような人物が来てくれて本当に良かったと思っています。このような2人ですが、弊社の本当のホープは、この二人を含めて社員全員だと思っています。

皆が得意分野を発揮して会社を引っ張ってほしいと考えています。

社長	
信 頼	
取締役	
真 思	豊 努 力
事務グループ	
魁 一	真 冷 幹
一 和	西 和 楽
リサイクルグループ	
志	信 変

天 如	輪 新 心
天 夫	星 夢 輪 一
輝 雄	初 安 無 一
信 任	
運搬グループ	
体 夢	
元 氣	
絆 気 一 笑	

愛 学	猫
特殊リサイクル監視作業部	
大丸リサイクル監視作業部	
健 康	体 心 笑
協 力	
体 研	
まじろ運搬部	
エコブランドリー事業部	
笑	互 協
真 い	

今年の私達の思い

新刊 紹介

建設リサイクルハンドブック2014-15

編集：建設副産物リサイクル広報推進会議

(出版社：榊大成出版社 発行日：2014年11月下旬 定価：2,000円〔本体1,852円〕)



新しい「建設リサイクル推進計画2014」を収録！

廃棄物に関する各種統計調査を平成24年実績まで更新！

「平成24年度建設副産物実態調査結果」との年度比較が可能となりました。

平成26年6月施行の大気汚染防止法改正を政令・省令のみならず環境省通知まで完全収録！

関連法令等を最新内容に更新！

建設リサイクル推進計画2014の概要①

計画のポイント

- ・建設副産物の物流状況を毎年モニタリングし、現場分別・再資源化・再生資材利用が不十分な者に対して、その促進を要請。
- ・建設発生土の官民一体となったマッチングを強化し、その有効利用を促進。
- ・建設副産物の再資源化率等に関する平成30年度目標値を設定し、建設リサイクルを一層推進。

計画の位置づけ

国および地方公共団体のみならず、民間事業者を含めた建設リサイクルの関係者が今後中期的に建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進することを目的として、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画

計画の対象

国土交通省が自ら実施する施策と併せて、地方公共団体、民間事業者等が実施する施策についても本計画の反映を要請

計画期間・目標設定

平成26年度～30年度の5か年とし、平成30年度目標値を設定(詳細は概要②)

主要課題とその対応

- ①将来的な建設副産物の発生量の増加への対応
 - ②地域ごとに異なる建設リサイクルに係る課題
 - ③循環型社会の形成に向けた建設リサイクル分野としての貢献
- 各課題への対応として、新たに取り組むべき重点施策(7項目16施策)を設定(詳細は概要③)

フォローアップ

- ・目標の達成状況及び取組み・施策の実施状況は、毎年の建設副産物流の「モニタリング調査」や、従来からの「建設副産物実態調査等」により把握・評価
- ・フォローアップや取組み、施策の具体化にあたっては、適宜「建設リサイクル推進施策検討小委員会」からご助言等を頂き、効果的な施策の実施を図る。

建設リサイクル推進計画2014の概要②

建設リサイクル推進計画2014の目標値

対象品目		平成24年度 目標 (推進計画2008)	平成24年度 実績	平成30年度目標	
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.5%	99%以上	再資源化率が低下しないよう維持
コンクリート塊	再資源化率	98%以上	99.3%	99%以上	
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	94.4%	95%以上	引き続き目標達成を目指す
建設汚泥	再資源化・縮減率	82%以上	85.0%	90%以上	より高い数値目標を設定
建設混合廃棄物	排出率 ^{※1}	—	3.9%	3.5%以下	指標を排出量から建設混合廃棄物排出率 ^{※1} と再資源化・縮減率に変更
	再資源化・縮減率	—	58.2%	60%以上	
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	94%以上	96.0%	96%以上	より高い数値目標を設定
建設発生土	建設発生土・有効利用率 ^{※3}	—	—	80%以上	指標を利用土砂の建設発生土利用率 ^{※2} から建設発生土有効利用率 ^{※3} に変更

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2: 土砂利用量に対する現場内利用および工事間利用等による建設工事での有効利用量の割合

※3: 建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

建設リサイクル推進計画2014の概要③

建設リサイクル推進計画2014における施策一覧

3 新たに取組むべき重点施策(16施策)

(1) 建設副産物物流のモニタリング強化

- ① 混雑・木材・汚泥の直接最終処分要因等のモニタリング実施
- ② 建設副産物物流モニタリング毎年実施
- ③ 再生クラッシュランのストック状況等把握

(2) 地域固有の課題解決の促進

- ① 建設副産物対策地方連絡協議会を中心とした地域固有の課題抽出・解決

(3) 他の環境政策との統合的展開への理解促進

- ① 木材焼却時の熱エネルギー回収の導入事例・効果の周知

(4) 工事前段階における発生抑制の検討促進

- ① 事業の計画・設計段階における発生抑制対策の検討促進

(5) 現場分別・施設搬出の徹底による再資源化・縮減の促進

- ① 混雑中の現場分別可能な混入物の分別搬出徹底の要請
- ② 混雑・木材・汚泥の再資源化施設への搬出徹底の要請
- ③ 再資源化・縮減率の高い優良な施設の把握・搬出推進

(6) 建設工事における再生資材の利用促進

- ① 再生資材利用状況に関する指標導入・モニタリング結果に基づく利用徹底の要請
- ② 建設汚泥の先進的な利用事例(自ら利用、個別指定制度の活用、汚泥処理土利用など)の周知
- ③ 再生資材の品質基準や保証方法の確立

(7) 建設発生土の有効利用・適正処理の促進強化

- ① 建設発生土の官民一体的なマッチング強化
- ② 内陸受入地での取扱い等情報を把握するシステムの構築
- ③ 内陸受入地での不適切な取扱いによる土砂崩落等の公衆災害抑制促進
- ④ 自然由来の重金属等を含む土砂等を適正に評価した場合の安全性の一般市民への理解促進

4 建設リサイクル推進にあたり引き続き取り組むべき施策(37施策)

- | | | |
|---------------------|------------------|------------------|
| (1)情報管理と物流管理(2施策) | (2)関係者の連携強化(3施策) | (3)理解と参画の推進(4施策) |
| (4)建設リサイクル市場育成(3施策) | (5)技術開発等の推進(5施策) | (6)発生抑制(3施策) |
| (7)現場分別(4施策) | (8)再資源化・縮減(2施策) | (9)適正処理(4施策) |
| (10)再使用・再生資材利用(7施策) | | |

上記63施策を着実に実行し、建設副産物の発生抑制・再資源化・再生利用・適正処理等の一層の推進を図る

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

●全国産業廃棄物連合会各正会員企業企業の基礎情報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

●市町村等が処理する産業廃棄物：平成13年大阪市告示第310号及び産業廃棄物取扱要項の廃止について



第51号 (平成24年12月7日発行)

●環境配慮契約法基本方針・産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)



第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)



第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)について



第54号 (平成25年8月30日発行)

●必携！廃棄物処理のためのガイドライン・マニュアル等



第55号 (平成25年12月6日発行)

●第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催



第56号 (平成26年3月27日発行)

●低濃度PCB廃棄物の洗浄処理



第57号 (平成26年6月20日発行)

●水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方(案)について



第58号 (平成26年9月29日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

分かりやすくして
コンパクト

必携の一冊

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には産業廃棄物協会に寄せられる質問から代表的なものをQ&A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬でよく質問される事柄をQ&A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度でよく質問される事項をQ&A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



廃棄物法制等 普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
TEL.06-6943-4016

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.1
● 通知で見る廃棄物処理法



2009年4月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.2
● 産業廃棄物処理業の
● 経理的基礎のあり方



2010年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.3
● 産業廃棄物処理業における
● 労働安全・衛生のあり方



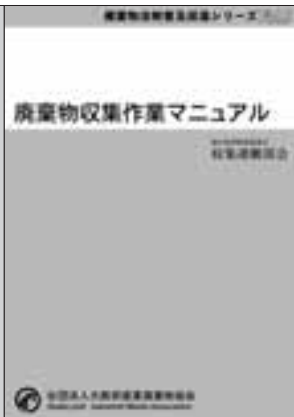
2011年3月31日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4
● 産業廃棄物処理業における
● ヒヤリ・ハットの事例分析



2011年12月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5
● 廃棄物収集作業マニュアル



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.6
● 循環資源市場実態レポート



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.7
● 産業廃棄物埋立処分場の
● 公共関与のあり方



2012年5月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.8
● 汚染土壌処理の
● 法規と実態



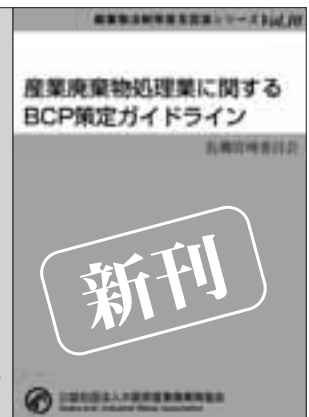
2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.9
● 廃棄物の定義と事業者の
● 特定に関するFAQ



2014年3月1日発行

● 廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10
● 産業廃棄物処理業に関する
● BCP策定ガイドライン



2014年12月1日発行

新刊

編集後記



大阪府産業廃棄物協会の組織広報委員をしております、(株)ジェイ・ポート吉本聖美と申します。今月号の会員紹介「(株)さつき」様へ取材同行をさせていただきました。

トラック1台から創業され、大変な努力の上にながら、代表取締役梶月篤様からの貴重なお話しは大変勉強になりました。「笑顔を大切に」と言われる通り、従業員の方々の笑顔と、心地よい挨拶がすごく印象的でした。

他社の経営者の方もそうですが、従業員の将来を考えていて、理念を持って会社を進化させていく……経営者ってすごい！と改めて感じました。

入社半年目の方のお話しでは初々しく、私も入社した当時の事を思い出しました。

初めて近くで見るパッカー車やのコンテナ車など、迫力があり感動したのを覚えています。現在は営業も5年目となり、お客様への適正処理を推進しております。

大阪市はみなし一廃制度があった為、少量の産廃は大阪市の環境局で処分できていました。廃止になり、一廃の定期回収のお客様が、産廃も追加する事になりました。1つのゴミ箱にまとめて捨てていたゴミは、分別が必要な事やごみの種類について説明し、適正処理について案内していきました。何よりも料金が高くなる為、困られたお客様も多くみられました。1つの企業へ許可の違う車が3台も走る事になるので、当然コストはかかってきます。そこで資源ごみを分別し、リサイクルする事によりコストを抑える事などを提案し、お客様と一緒に進んでいった時、「ありがとう。」と嬉しい言葉をもらえたりします。

(株)さつき様のような古紙リサイクルは、廃棄物の原点だと思います。

時間は長期的に掛かる事もありますが、この仕事に遣り甲斐を感じ、これからも頑張っていきたいと思っています。

吉本

Clean Life vol.59

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会
組織広報委員会

委員長	白坂悦夫
副委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
委員	片淵則人
委員	高田実佐大
委員	高好健二
委員	福田勝
委員	吉本聖美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成26年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成26年 4月					大阪会場：25日		大阪会場：24日
5月	京都会場 8日～9日 兵庫会場 29日～30日	奈良会場 13日～16日			兵庫会場：15日 京都会場：23日		兵庫会場：16日 京都会場：22日
6月	奈良会場 17日～18日 大阪会場 24日～25日				奈良会場：19日	滋賀会場 10日～11日	奈良会場：20日
7月	滋賀会場 15日～16日		兵庫会場 8日～10日		滋賀会場：8日	京都会場 3日～4日	滋賀会場：9日 兵庫会場：11日 大阪会場：31日
8月	大阪会場 26日～27日 和歌山会場 28日～29日	兵庫会場 26日～29日			大阪会場：1日		大阪会場：28日
9月					京都会場：3日 兵庫会場：11日 和歌山会場：18日		京都会場：4日 兵庫会場：12日 和歌山会場：19日
10月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 9日～10日			大阪会場 27日～31日	大阪会場：22日	大阪会場 18日～19日	大阪会場：21日
11月	滋賀会場 11日～12日 大阪会場 26日～27日				奈良会場：21日		大阪会場：28日
12月					兵庫会場：2日 京都会場：3日		兵庫会場：3日
平成27年 1月					大阪会場：28日	兵庫会場 22日～23日	大阪会場：27日 滋賀会場：28日
2月	兵庫会場 3日～4日 京都会場 24日～25日 和歌山会場 24日～25日		大阪会場 18日～20日		和歌山会場：26日		
3月	大阪会場 18日～19日	京都会場 3日～6日			兵庫会場：12日 京都会場：19日		大阪会場：3日 兵庫会場：13日 京都会場：20日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

滋賀会場  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階)	大阪会場  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL：06(6943)4016 (大江ビル3階)	奈良会場  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
京都会場  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階)	兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2-4-14 TEL：078(381)7464 (日栄ビル3階)	和歌山会場  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階)

Clean Life vol.59

クリーンライフ

第59号



平成26年12月5日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

